

資料4

調査結果報告書

大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維に係る関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）  
第 8 条第 27 項に規定する調査（平成 18 年 8 月 31 日付財務省告示第 334 号）に係る報告書

第 1 調査の経緯等に関する事項

1 申請者

- (1) 帝人ファイバー株式会社  
住 所 大阪府大阪市中央区南本町 1 丁目 6 番 7 号  
代表者 唐澤 佳長
- (2) 東レ株式会社  
住 所 東京都中央区日本橋室町 2 丁目 1 番 1 号  
代表者 榊原 定征
- (3) ユニチカファイバー株式会社  
住 所 大阪府大阪市中央区南久宝寺町 3 丁目 6 番 6 号  
代表者 小出 裕

2 調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴等

2-1 品名

- (4) ポリエステル短繊維

2-2 銘柄、型式及び特徴等

- (5) ポリエステル短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）のうち、3.88 デシテックスを超え 22.23 デシテックス未満のもので、かつ、長さが 25 ミリメートル以上 80 ミリメートル以下のもの。商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 5503.20 号に分類される。主として、布団等の詰めわた、カーペット等に用いられる（以下「調査対象貨物<sup>1</sup>」<sup>2</sup>という。）。ただし、以下(A)及び(B)のものを除く。

<sup>1</sup> 本調査において調査対象貨物は、関税定率法第 8 条第 1 項に規定する「指定貨物」及びポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令（平成 14（2002）年政令第 262 号、以下「発動政令」という。）第 1 条第 1 項に規定する「特定貨物」に同じ。

<sup>2</sup> 調査対象貨物は、日本の輸入統計品目番号 5503.20-010 に該当する。

- (A) 以下の生産者により生産され、その者により本邦へ輸出されたもの<sup>3</sup>
- ① サムヨン・シンセティクス・カンパニー・リミテッド (SAM YOUNG SYNTHETICS CO., LTD.)
  - ② ソンリム・カンパニー・リミテッド (SUNG LIM CO., LTD.)
  - ③ デヤン・インダストリアル・カンパニー・リミテッド (DAE YANG INDUSTRIAL CO., LTD.)
  - ④ ヒュビス・コーポレーション (HUVIS CORPORATION)
- (B) 以下の生産者により生産され、サムヨン・シンセティクス・カンパニー・リミテッドにより本邦へ輸出されたもの
- ① ジャンウォン・ケミカル・ファイバー・カンパニー・リミテッド (JANGWON CHEMICAL FIBER CO., LTD.)
  - ② セファ・テキスタイル・カンパニー (SAEHWHA TEXTILE CO.)
  - ③ ドンサン・インダストリー・カンパニー・リミテッド (DONG SAN INDUSTRY CO., LTD.)

### 3 調査に係る貨物の供給国又は地域

- (6) 大韓民国（以下本調査においては「韓国」という略称を用いる。）及び台湾

### 4 調査対象期間

#### 4-1 不当廉売された指定貨物<sup>4</sup>の輸入が指定された期間<sup>5</sup>の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

- (7) 平成 17 (2005) 年 4 月 1 日から平成 18 (2006) 年 3 月 31 日まで

#### 4-2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

- (8) 平成 13 (2001) 年 4 月 1 日から平成 18 (2006) 年 3 月 31 日まで

### 5 調査の経緯

#### 5-1 不当廉売関税の課税に至った経緯（当初調査）

<sup>3</sup> 現行不当廉売関税の対象とされていないこれら大韓民国の生産者については、後述 5-3 以降において、「AD対象外供給者」という。

<sup>4</sup> 指定貨物とは、発動政令第 1 条第 1 項に掲げる貨物をいい、本調査において「調査対象貨物」に同じ。以下、同じ。

<sup>5</sup> 指定された期間とは、発動政令第 1 条第 1 項第 4 号に規定する期間をいい、現在、韓国及び台湾産ポリエステル短繊維に対し課税している不当廉売関税の課税期間をいう。以下、同じ。

- (9) 平成13(2001)年2月28日、帝人株式会社（以下「帝人」という。）、東レ株式会社（以下「東レ」という。）、株式会社クラレ（以下「クラレ」という。）、東洋紡績株式会社（以下「東洋紡」という。）及びユニチカファイバー株式会社（以下「ユニチカファイバー」という。）の5者（以下「当初申請者」という。）は、韓国及び台湾から輸入されているポリエステル短繊維の一部に対する不当廉売関税の課税を申請した（以下「当初申請」という。）。
- (10) 当初申請に基づき、同年4月23日、調査（以下「当初調査」という。）が開始され<sup>6</sup>、調査の結果、韓国及び台湾産のポリエステル短繊維の一部について、不当廉売輸入の事実及び当該輸入が同種の貨物を生産する本邦の産業に実質的な損害を与えている事実が認められ、本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、平成14(2002)年7月26日、平成19(2007)年6月30日までを課税期間として、同期間中に輸入されるポリエステル短繊維の一部（指定貨物）に対し、不当廉売関税が課されることとなった<sup>7</sup>。

## 5-2 課税期間の延長申請及び調査開始

- (11) 平成18(2006)年6月30日、帝人ファイバー株式会社（以下「帝人ファイバー」という。）、東レ及びユニチカファイバーの3者（以下「延長申請者<sup>8</sup>」という。）より、「大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維の一部に対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める申請書」（以下「延長申請書」という。）が提出された。
- (12) 延長申請書の内容を検討した結果、調査を開始するに足る十分な証拠があり、必要があると認められたことから、平成18(2006)年8月31日、関税定率法第8条第27項の規定により、調査（以下「延長調査」という。）の開始を決定した<sup>9</sup>。
- (13) 調査開始後、延長申請書の秘密の情報を除き閲覧に供するとともに、直接の利害関係人に対して調査開始の事実と延長申請書の公開用要約版を送付した。

<sup>6</sup> 平成13(2001)年財務省告示第125号

<sup>7</sup> 発動政令

<sup>8</sup> 前述5-1のとおり、当初調査においては、帝人、東レ、クラレ、東洋紡及びユニチカファイバーの5者が申請者（当初申請者）となっていたが、クラレは平成15(2003)年度より一部を除き、同種の貨物の生産及び販売から全面的に撤退し（証拠番号2-5-1「クラレ回答書」、A-3及びA-22 対外発表資料（ポリエステル短繊維事業の再構築について）、東洋紡は同種の貨物の生産及び販売を大きく縮小してきている（証拠番号2-4-1「東洋紡回答書」様式B及び送付書）等の理由により、これら2者は今回の延長申請において申請者となっておらず、延長申請者は、帝人ファイバー、東レ及びユニチカファイバーの3者となった。なお、帝人については、平成14(2002)年にポリエステル短繊維部門を帝人ファイバーとして分社化した。現時点においても帝人ファイバーの議決権のある発行済株式のすべては帝人により保有されており、帝人ファイバーは帝人の完全子会社である。（証拠番号2-1-1「帝人ファイバー回答書」別葉1-1）

<sup>9</sup> 平成18(2006)年財務省告示第334号

### 5-3 質問状の送付等

- (14) 平成 18 (2006) 年 10 月 13 日、調査当局で把握できた韓国及び台湾の輸出者及び生産者（以下「供給者」という。）38 者<sup>10</sup>（韓国 21 者及び台湾 17 者）に対し、質問状の受領後 30 日以内を回答期限として質問状を送付した。また、同年 10 月 17 日、駐日本国大韓民国大使館及び台湾亜東関係協会（財団法人交流協会経由）を通じて、韓国政府及び台湾当局に対し供給者に対する質問状を送付するとともに、質問状を受領していない供給者に係る情報の提供を求めた<sup>11</sup>。なお、韓国の供給者 1 者<sup>12</sup>より、同年 11 月 30 日までの回答期限の延長申請があり、これを認めた。
- (15) 我が国の輸入統計品目番号 5503.20-010 に該当する輸入貨物のうち、調査対象貨物の輸入実態等について情報を入手する必要があったことから、平成 18 (2006) 年 10 月 13 日、当初調査の結果、不当廉売関税が課されていない韓国の供給者（生産者）4 者（以下「AD対象外供給者」という。）<sup>13</sup>に対し、質問状の受領後 30 日以内を回答期限として質問状を送付した。
- (16) 平成 18 (2006) 年 10 月 13 日、調査当局で把握できた同種の貨物の本邦の生産者 18 者、調査対象貨物又は同種の貨物の輸入者 57 者及び産業上の使用者 365 者に対し、質問状の受領後 30 日以内を回答期限として質問状を送付した。その後、産業上の使用者の 2 者については、問い合わせ及び回答書によりそれぞれ輸入者にも該当することが判明したため、後日、新たに質問状を送付した。なお、複数の者より、同年 12 月 15 日までの回答期限の延長申請があり、これを認めた。
- (17) 利害関係者に対しては、これら質問状において、当該回答期限までに回答しない場合には、調査当局は、「1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定」（以下「AD協定」という。）第 6.8 条に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行なうことがあれる旨明示した。

### 5-4 未回答者への回答の再依頼

<sup>10</sup> うち 1 者（韓国）については、調査当局から直接質問状を送付していないが、駐日本国大韓民国大使館経由で回答があったため、当該供給者に対し、駐日本国大韓民国大使館又は他のルートを経由して質問状が送付されたものと認められる。

<sup>11</sup> 韓国政府及び台湾当局から、質問状を受領していない供給者に係る情報の提供はなかった。

<sup>12</sup> 韓国の KUMHO FIBER INDUSTRIES CO., LTD. なお、同社から提出された回答書により、同社は調査対象期間中に本邦向けに調査対象貨物の生産及び輸出を行っていないことが判明した。

<sup>13</sup> 発動政令別表第一に掲げる者をいう。

- (18) 平成 18 (2006) 年 11 月 27 日、上記 5-3 のとおり送付した質問状に対して回答がなかった供給者、本邦の生産者、輸入者及び産業上の使用者等に対して、同年 12 月 15 日を新たな回答期限として回答書の提出を督促した<sup>14</sup>。なお、その際、利害関係者に対して、当該回答期限までに回答しない場合には、調査当局は、AD 協定第 6.8 条に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行なうことがある旨明示した。
- (19) 平成 18 (2006) 年 11 月 30 日、回答書を提出したものの回答が不十分であった供給者 2 者及び輸入者 1 者に対して、回答内容が不備又は不明な点を明示し、同年 12 月 15 日を新たな回答期限として更なる情報提供を求めた<sup>15</sup>。なお、その際、利害関係者に対して、当該回答期限までに回答しない場合には、調査当局は、AD 協定第 6.8 条に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行なうことがある旨明示した。
- (20) 平成 18 (2006) 年 12 月 5 日、回答書を提出したものの回答が不十分であった本邦の生産者 3 者及び輸入者 3 者に対して、回答内容が不備又は不明な点を明示し、同年 12 月 22 日を新たな回答期限として更なる情報提供を求めた<sup>16</sup>。なお、その際、利害関係者に対して、当該回答期限までに回答しない場合には、調査当局は、AD 協定第 6.8 条に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行なうことがある旨明示した。
- (21) 平成 19 (2007) 年 4 月 3 日、韓国化繊協会から、韓国の供給者である SAMHEUNG CO., LTD. (以下「サムフン」という。) の代理として、平成 18 (2006) 年 10 月 13 日に送付した質問状へサムフンが回答することが現時点で可能か否かの照会があった。検討の結果、①同社からは質問状の回答期限の延長申請がなされていないこと、②平成 18 (2006) 年 10 月 27 日付の回答が不十分であるので同年 12 月 15 日までに質問状に回答するよう要請した (パラ 19 参照) にもかかわらず、同社からはそれまでの間何らの反応もなかったこと、③回答期限を 3 か月以上大幅に経過していること、④調査当局は現地調査を終了し、既に重要事実の作成段階に入っていたこと、からサムフンの回答を受理することはできない旨の書面を平成 19 (2007) 年 4 月 5 日、韓国化繊協会に対し送付した<sup>17</sup>。

<sup>14</sup> 回答期限の延長を求めた者、質問状が未達のため、再送した者等一部の者を除く。

<sup>15</sup> 平成 18 年 11 月 27 日の督促 (パラ 18 参照) の結果、回答書が提出された者等一部の者を除く。調査当局の督促に応じて回答を提出したこれら一部の者について、回答に不十分な箇所があった場合には、同様の手順により順次更なる情報提供を求めた。

<sup>16</sup> 脚注 15 に同じ。

<sup>17</sup> 証拠番号 3-1-16 「大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維に係る不当廉売関税の課税期間の延長に係る調査のための質問状への回答について (韓国化繊協会からの照会に係る応接録を含む。)」 (韓国化繊協会 (SAMHEUNG CO., LTD. の代理) 宛送付文書等)

## 5-5 質問状に対する回答者数

- (22) 質問状に対する回答状況については以下の表1のとおりであり、回答書については、回答書の提出があり次第、秘密の情報を除き閲覧に供した。

表1 延長調査における質問状への回答状況

		送付者数 (A)	回答者数 (B)	回答率 (B/A)	うち実績あり	
					(C)	全回答における 率 (C/B)
国内	生産者	18	12	66.7%	7	58.3%
	輸入者	59	41	69.5%	13	31.7%
	産業上の使用者	365	251	68.8%	23	9.2%
供給者	韓国	21	8	38.1%	3	37.5%
	台湾	17	4	23.5%	0	0.0%
	韓国 AD対象外供給者	4	2	50.0%	2	100.0%

(注) 各者について、質問状について回答を促す文書を送付している場合、また、不十分な回答に対して調査当局から更なる情報提供を求められたことに応じて複数に分けて回答がなされている場合等もあるが、いずれの場合も1者と捉え集計している。

- (23) 上記表1のとおり、質問状を送付した本邦の利害関係者等のうち、本邦の生産者12者（申請者3者を含む。）、輸入者41者及び産業上の使用者251者が回答した。ただし、これらには、調査対象期間中に調査対象貨物又は同種の貨物を生産、輸入又は使用していなかったと回答した者が含まれている。したがって、これら生産、輸入又は使用していないとする者を除外すれば、調査対象期間中、実際に調査対象貨物又は同種の貨物の生産、輸入又は使用を行っていた者は本邦の生産者7者、輸入者13者及び産業上の使用者23者であった。
- (24) 一方、質問状を送付した韓国及び台湾の供給者並びにAD対象外供給者のうち、韓国の供給者8者、台湾の供給者4者及びAD対象外供給者2者が回答した。ただし、これらには、調査対象期間中に調査対象貨物又は同種の貨物を日本向けに生産又は輸出していないと回答した者が含まれている。したがって、これら生産又は輸出していなかったとする者を除外すれば、回答者のうち、実際に調査対象貨物又は同種の貨物を日本向けに生産又は輸出していた者は、韓国の供給者3者及びAD対象外供給者2者のみであり、台湾の供給者に至っては調査対象期間中に調査対象貨物を日本向けに生産又は輸出した者からの回答は全くなかった。このように、韓国及び台湾の供給者からの質問状に対する実質的

な回答状況は全体として非常に低調であった。

## 5-6 対質

- (25) 調査開始の官報告示及び直接の利害関係人への通知において、期限を明示したうえで、対質の機会を与えたものの、韓国及び台湾の利害関係者を含め、すべての利害関係者から対質の申出はなく、対質は実施されなかった。

## 5-7 証拠の提出

- (26) 利害関係者等に対し、質問状により証拠の提出等を求めたことに加え、調査当局は、調査開始の官報告示等において、利害関係者に対しては証拠の提出及び証言の機会を、産業上の使用者に対しては情報の提供の機会を、それぞれ期限を明示したうえで与えた。
- (27) このような状況下で、韓国の供給者3者（SAEHAN INDUSTRIES INC.、サムフン及びESTAL INDUSTRIAL CO.）は、平成18（2006）年11月9日、調査当局（財務省）を訪問したうえで証拠の提出を行った<sup>18</sup>。その際、韓国化繊協会が韓国の供給者3者に同行していたところ、調査当局は、同協会がAD協定第6.11条にいう「利害関係を有する者」に該当するか否かを判断するため、同協会に対して所属する会員企業等の概要が分かる資料の提出を求めたところ、同協会より、後日資料を送付したいとの回答があった。しかしながら、その後、調査当局から文書<sup>19</sup>により再度提出を求めたにもかかわらず、同協会からの回答はなく、資料の提出もなかったため、同協会が「利害関係を有する者」に該当するか否かの確認はできなかった。

## 5-8 現地調査

- (28) 供給者に対する海外現地調査は、以下の理由により実施しなかった。前述5-5のとおり、韓国の供給者は、供給者に対する質問状に対して調査対象期間中に調査対象貨物を日本向けに生産又は輸出していないと回答した者、又は同質問状に全く回答しない者がほとんどを占め、日本向けに生産又は輸出していたと回答した3者も、同質問状に部分的・限定的に回答したのみであった。また、台湾の供給者は、調査対象期間中に調査対象貨物を日本向けに生産又は輸出していなかったと回答した者を除き、供給者に対する質問状に全く回答しなかつ

<sup>18</sup> 証拠番号3-1-5 「韓国産 Polyester 短繊維 (PSF) に係る不当廉売関税の課税期間延長調査対応に関する韓国業界の立場」(株式会社 Saehan、株式会社 三興、愛壽達産業社 提出資料)

<sup>19</sup> 証拠番号3-1-6 「利害関係者の認定にかかる資料の送付について」(韓国化繊協会宛送付文書)

た。AD協定第 6.7 条及び附属書 I において、現地調査は提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手することを主たる目的としていることにかんがみれば、そもそも調査当局は、実質的に、供給者から現地調査で確認するに値する情報を提供されていない状況であったことから、現地調査を実施しなかった。

- (29) 一方、質問状について、現地調査で検証するに足る十分な回答書を提出した本邦の生産者 5 者に対して、現地調査に対する同意を得たうえで、表 2 のとおり国内現地調査を実施した。これらの調査対象者に対しては、平成 19 (2007) 年 3 月 1 日、現地調査における質問事項や調査手順等を記載した「調査・検証のアウトライン」を事前に送付した。

表 2 国内現地調査の実施状況

対象者	実施日
ユニチカファイバー	2007 年 3 月 19 日及び 3 月 20 日
東レ	2007 年 3 月 22 日及び 3 月 23 日
帝人ファイバー	2007 年 3 月 26 日及び 3 月 27 日
株式会社高木化学研究所	2007 年 3 月 28 日
小山化学株式会社	2007 年 3 月 30 日

#### 5-9 最終決定前の重要事実の開示

- (30) 平成 19 (2007) 年 5 月 16 日、AD協定第 6.9 条及び不当廉売関税に関する政令 (以下「政令」という。) 第 15 条に基づき、利害関係者に対して最終決定の基礎となる重要な事実を送付した (以下、当該文書を「重要事実」という。)
- (31) また、重要事実の中で、調査当局が知ることができた事実の適用に至った理由並びに採用した情報及び適用した手法を、「相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。) 11. (2)七に基づき、利害関係者に対して別添として送付した。

#### 5-10 利害関係者からの反論

- (32) 重要事実 (パラ 31 の別添を含む。) の送付とともに、利害関係者に対して、平成 19 (2007) 年 6 月 6 日を期限としてこれらに対する反論を求めたところ、延長申請者より意見書が提出された<sup>20</sup>ほかは、利害関係者から反論は提出されなかった。

<sup>20</sup> 延長申請者より提出された意見書及び調査当局の認定の内容については、後段 7-7 参照。

## 6 同種の産品（貨物）

### 6-1 序論

- (33) AD協定第2.6条において、同種の産品とは、すべての点で同じである産品、又はそのような産品がない場合には、すべての点で同じではないが極めて類似した性質を有する産品とされている。不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入による本邦産業への実質的な損害等の事実が不当廉売関税課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれの検討の対象となる同種の産品については、当初調査において物理的・化学的特性を基本として、用途、流通経路、製造工程、価格、代替性、国内産業における取扱い及び関税分類といった要素を考慮し総合的に判断した結果、国産品、韓国産品、台湾産品、また、各商品カテゴリー、ヴァージン品、再生品、混合品を問わず、同種の産品であると認定した。今回の延長調査においては、主に当初調査以降にこうした事実に変更・変化があったかどうかという観点から検討することとした。
- (34) 調査当局は、同種の産品に係る当初調査の認定に変更・変化が生じたか否かを判断するために、本邦の生産者及び輸入者に対し、①購入ルート（流通経路）の変更の有無、②主要品目毎の性質及び最終用途、③将来的な最終用途の変化の見込みの有無、④調査対象貨物と同種の貨物の間における代替性の変化の有無、⑤調査対象貨物又は同種の貨物の主要品目間における代替性の変化の有無、⑥代替性に関する将来的な変化の見込みの有無について、質問状において回答を求め確認を行うこととした。また、産業上の使用者に対しては、上記①、②、④、⑤及び⑥に加え、⑦購入先等の変更の有無、⑧購入する際に重視する点の変更の有無、⑨調査対象貨物及び同種の貨物の市場における競合性の変化の有無について、質問状において回答を求め確認を行うこととした。さらに、供給者に対しては、上記④及び⑥に加え、⑩代替性を有しない新製品の開発の有無について、質問状において回答を求め確認を行うこととした。

### 6-2 購入ルート（流通経路）の変更の有無

- (35) 本邦の生産者、輸入者及び産業上の使用者に対して、平成14（2002）年7月以降の調査対象貨物や同種の貨物の購入ルート（流通経路）の変更の有無について質問したところ、その回答結果は表3のとおりであり、「変更なし」とする回答が77.8%と、多数を占めた。

表3 購入ルート（流通経路）の変更の有無に関する回答結果

	回答数（計）	変更なし	わからない	その他の回答
本邦の生産者	7	3	2	2
輸入者	10	10	0	0
産業上の使用者	19	15	0	4
回答に占める割合		77.8%	5.6%	16.7%

(36) 次に、その他の回答の回答内容についても検討した。まず、本邦の生産者2者のうち1者の回答は「レギュラーわた（リサイクル）について、第三国（中国・タイ・インドネシア）からの輸入が生じつつある。その他（リサイクル）について、色綿・色綿のミックス（白・黒）にして韓国・中国からの輸入が生じている。」<sup>21</sup>というものであったが、当初調査の最終決定では「国産品の場合、国内生産者から利用者へ又は国内生産者から商社を経由して利用者へ調査対象貨物が流通している一方、韓国・台湾産を含む輸入品の場合、商社から利用者へ流通しており、流通経路は共通」<sup>22</sup>と認定しており、当該本邦の生産者の回答がこうした認定を変更するような内容であるとは認められない。また、他の本邦の生産者1者の回答は、一部の品目について「2003年6月より新規に購入による販売を開始した為、変更がありました。」<sup>23</sup>というものであるが、この事実は当該本邦の生産者が新たに同種の貨物の購入を始めたという事実ではあるものの、続けて「但し、（同社）以降の流通経路は当該認定の事実に変更はありません。」<sup>24</sup>と回答しているとおおり、当初調査の最終決定における購入ルート（流通経路）に係る認定を変更すべきものとは認められない。

(37) その他の回答を行った産業上の使用者4者についてみても、うち1者の回答は、国内販売先業者の倒産によって同種の貨物の購入を中止した<sup>25</sup>という内容であった。また、その他2者からの回答内容については、購入ルート（流通経路）の変更の有無には回答せず、仕入れ価格の変化について回答しているもの<sup>26</sup>や、現在の購入ルートを回答しているもの<sup>27</sup>で、いずれの回答も質問とは無関係な内容であると認められる。さらに、他の1者からの回答は「データなし」<sup>28</sup>というものであった。

(38) 以上のことから、平成14(2002)年7月以降における購入ルート（流通経路）に

<sup>21</sup> 証拠番号 2-6-16 「株式会社高木化学研究所回答書」 A-8

<sup>22</sup> 当初調査決定 5-4(a)

<sup>23</sup> 証拠番号 2-4-1 「東洋紡回答書」 A-8

<sup>24</sup> 証拠番号 2-4-1 「東洋紡回答書」 A-8

<sup>25</sup> 証拠番号 2-7-23 「有限会社ピンテック回答書」 A-3

<sup>26</sup> 証拠番号 2-7-1 「カクイ株式会社回答書」 A-3

<sup>27</sup> 証拠番号 2-7-20 「岐阜県製綿工業株式会社回答書」 A-3

<sup>28</sup> 証拠番号 2-7-5 「株式会社加藤綿行回答書」 A-3

ついて、変更はないものと認められる。

### 6-3 主要品目毎の性質及び最終用途

(39) 本邦の生産者に対して、当初調査と同様に同種の貨物に関する主要品目毎の性質及び最終用途について質問するとともに、輸入者及び産業上の使用者に対して、調査対象貨物及び同種の貨物に関し主要品目毎にその性質及び最終用途について質問し、当初調査で認定した性質及び最終用途に変化が生じているか否か検討した。この質問に対して、本邦の生産者7者、輸入者10者及び産業上の使用者18者から回答があり、これらの回答内容から当初調査における機能に関する以下の認定、「調査対象貨物は、ポリエステル『安い』『強い』『硬い』『吸湿性が低い』『薬品による変化が少ない』等という特長に着目して多くの分野で利用されている。これらの特長は日本化学繊維協会の資料からも認められ、更に、市場のニーズ（顧客・利用者の要望）に応じ、様々な機能を付与された製品（商品）が開発されている。」「実際の商品は多様化・細分化されている。」及び「ヴァージン品にせよ、再生品にせよ多様な商品群及びその中間製品があるため、その間に明確な線引きはできない。」<sup>29</sup>並びに用途に関する以下の認定、「各商品カテゴリーの違いやヴァージン品、再生品、混合品を問わず、主として寝具分野、不織布分野で用いられており、布団詰めわた、クッション・玩具中わた、衣料部材、自動車内装資材、カーペット（基布）、生活衛生材、土木・建設資材等に利用されている。」<sup>30</sup>に変化があったと認められるような回答は得られなかった。

(40) 以上のことから、主要品目毎の性質及び最終用途について変化はないものと認められる。

### 6-4 将来的な最終用途の変化の見込みの有無

(41) 本邦の生産者及び輸入者に対して、6-3で回答を求めた最終用途について、将来的な変化の見込みの有無について質問したところ、その回答結果は表4のとおりであり、「変化の見込みなし」とする回答が93.8%と、回答のほとんどを占めた。

<sup>29</sup> 当初調査決定 5-3-1(a)

<sup>30</sup> 当初調査決定 5-3-2(a)

表4 将来的な最終用途の変化の見込みの有無に関する回答結果

	回答数 (計)	変化の見込みなし	わからない	その他の回答
本邦の生産者	6	6	0	0
輸入者	10	9	0	1
回答に占める割合		93.8%	0%	6.3%

(42) 次に、その他の回答を行った輸入者の回答内容についても検討したところ、当該回答は「該当無し」<sup>31</sup>というものであった。

(43) 以上のことから、将来的な最終用途の変化の見込みはないものと認められる。

#### 6-5 調査対象貨物と同種の貨物の間における代替性の変化の有無

(44) 供給者、本邦の生産者、輸入者及び産業上の使用者に対して、平成14(2002)年7月以降の調査対象貨物と同種の貨物の間における代替性の変化の有無について質問したところ、その回答結果は表5のとおりであり、「変化なし又は代替可能」とする回答が91.4%と、回答のほとんどを占めた。

表5 調査対象貨物と同種の貨物の間における代替性の変化の有無に関する回答結果

	回答数 (計)	変化なし又は代替可能	わからない	その他の回答
供給者	1	1	0	0
本邦の生産者	7	7	0	0
輸入者	10	10	0	0
産業上の使用者	17	14	1	2
回答に占める割合		91.4%	2.9%	5.7%

(45) 次に、その他の回答を行った産業上の使用者2者の回答内容について検討してみると、うち1者の回答は「価格メリットが無くなったことから、代替する意味が無くなった。輸入品が品質を満たし、かつコストメリットがあれば代替する。」<sup>32</sup>というものであり、当該回答は、調査対象貨物と同種の貨物の間における代替性が引き続きあり、選択は価格次第であるという回答内容であると判断するのが合理的である。また、その他1者の回答は「データなし」<sup>33</sup>とするものであった。

<sup>31</sup> 証拠番号 2-6-9 「双日株式会社回答書」 A-7

<sup>32</sup> 証拠番号 2-7-15 「倉敷織機加工株式会社回答書」 B-9

<sup>33</sup> 証拠番号 2-7-5 「株式会社加藤綿行回答書」 B-9

- (46) 以上のことから、平成 14(2002)年 7 月以降の調査対象貨物と同種の貨物の間における代替性に変化はないものと認められる。

#### 6-6 調査対象貨物又は同種の貨物の主要品目間における代替性の変化の有無

- (47) 本邦の生産者、輸入者及び産業上の使用者に対して、平成 14(2002)年 7 月以降の調査対象貨物又は同種の貨物の主要品目間における代替性の変化の有無について質問したところ、その回答結果は表 6 のとおりであり、「変化なし又は代替可能」と回答した者が 81.8%と、回答の多数を占めた。

表 6 調査対象貨物又は同種の貨物の主要品目間における代替性の変化の有無に関する回答結果

	回答数 (計)	変化なし又は代替可能	わからない	その他の回答
本邦の生産者	6	5	1	0
輸入者	10	9	1	0
産業上の使用者	17	13	2	2
回答に占める割合		81.8%	12.1%	6.1%

- (48) 次に、その他の回答を行った産業上の使用者 2 者の回答内容についても検討したが、1 者の回答は「国内加工場としては、極めて高い付加価値がないと作れないと思います。」<sup>34</sup>というものであり、本調査項目とは無関係な回答であると認められる。また、その他 1 者の回答は「データなし」<sup>35</sup>というものであった。

- (49) 以上のことから、平成 14(2002)年 7 月以降の調査対象貨物又は同種の貨物の主要品目間における代替性に変化はないものと認められる。

#### 6-7 代替性に関する将来的な変化の見込みの有無

- (50) 本邦の生産者、輸入者及び産業上の使用者に対して、上記 6-5 で質問した調査対象貨物と同種の貨物の間における代替性及び 6-6 で質問した調査対象貨物又は同種の貨物の主要品目間における代替性について、それぞれ将来的に変化が生じる見込みを有しているか否かについて質問した。また、供給者に対しては、将来的に調査対象貨物に替わる製品が出てくると考えられるか否かについて質問した。これらの回答結果は表 7 のとおりであり、「変化なし又は代替可能」

<sup>34</sup> 証拠番号 2-7-23 「有限会社ビンテック回答書」 B-10

<sup>35</sup> 証拠番号 2-7-5 「株式会社加藤総行回答書」 B-10

と回答した者が75.8%と、回答の多数を占めた。

表7 代替性に関する将来的な変化の見込みの有無に関する回答結果

	回答数(計)	変化なし又は 代替可能	わからない	その他の回答
供給者	1	1	0	0
本邦の生産者	7	5	1	1
輸入者	10	8	1	1
産業上の使用者	15	11	1	3
回答に占める割合		75.8%	9.1%	15.2%

- (51) 次に、その他の回答内容について、個別に検討を行った。まず、本邦の生産者1者の回答について現地調査において確認したところ、ダンピングが再開されれば、当然コスト競争はさらに厳しくなる<sup>36</sup>というものであり、調査対象貨物と同種の貨物の間における代替性に変化は見込まれないことを前提として、選択は価格次第であるという回答内容であると判断するのが合理的である。
- (52) また、その他の回答を行った輸入者1者については、「該当無し」<sup>37</sup>というものであった。
- (53) さらに、その他の回答を行った産業上の使用者3者について、まず1者の回答は「原料価格の安定や需給緩和が起これば海外品の売りこみが期待できる。10%以上のコストダウンがあれば、使用量の一部を輸入品に代替したい。」<sup>38</sup>というものであり、当該回答内容は調査対象貨物と本邦の生産者が生産する同種の貨物においては、引き続き代替性があるという回答であるとするのが合理的である。また、他の1者の回答は「この分野には手を出さないつもりですが商品への影響は少ないと思います。」<sup>39</sup>というものであり、当該回答は将来の代替性の変化とは無関係な回答であった。また、残る1者の回答は、「データなし」<sup>40</sup>というものであった。
- (54) 以上のことから、上記6-5で認定した調査対象貨物と同種の貨物の間における代替性及び6-6で認定した調査対象貨物又は同種の貨物の主要品目間における代替性について、それぞれ将来的な変化は見込まれないものと認められる。

<sup>36</sup> 証拠番号 4-4-1 「株式会社高木化学研究所現地調査報告書」 A-5

<sup>37</sup> 証拠番号 2-6-9 「双日株式会社回答書」 A-10

<sup>38</sup> 証拠番号 2-7-15 「倉敷繊維加工株式会社回答書」 B-11

<sup>39</sup> 証拠番号 2-7-23 「有限会社ビンテック回答書」 B-11

<sup>40</sup> 証拠番号 2-7-5 「株式会社加藤綿行回答書」 B-11

## 6-8 購入先等の変更の有無

- (55) 産業上の使用者に対して、平成 14(2002)年 7 月以降、調査対象貨物及び同種の貨物について、購入先及び原産国を変更したか否かについて質問したところ、その回答結果は表 8 のとおりであり、「変更なし」と回答した者が 78.9%と、回答の多数を占めた。

表 8 購入先等の変更の有無に関する回答結果

	回答数 (計)	変更なし	わからない	その他の回答
産業上の使用者	19	15	1	3
回答に占める割合		78.9%	5.3%	15.8%

- (56) 次に、その他の回答の回答内容についても検討した。まず、1 者からの回答は「購入先の担当者が来社し、部門を廃部し事業から撤退する旨の通告があった。」<sup>41</sup>というものの、また、別の 1 者からの回答は「国産品の購入先を価格の安い先に変更した。」<sup>42</sup>というものであり、いずれの回答も事業者の個別取引に関する内容ではあったものの、これらの回答が回答総数に占める割合は低い (10.5%) ものであった。また、残り 1 者からの回答内容は「今迄は国内で購入していましたが、2006 年から単価が上がってききましたので 2006 年 9 月に中国から直接、再生ポリエステル綿を購入 (輸入) いたしました。」<sup>43</sup>というものであり、平成 18 (2006) 年 9 月という調査対象期間外の変化について回答しており、購入先の変更にかかる回答内容であると認められるものの、当該回答については判断材料としないことが適当であると認められた。また、これらその他の回答は、いずれも代替性について変化があったというのではなく、価格等その他の要因によって購入先が変更となったというものであった。
- (57) 以上のことから、大多数の産業上の使用者において購入先及び原産国を変更した事実は認められなかった。また、その他の回答を行なった少数の者についても、価格等の代替性以外の要因によって購入先を変更したとするものであった。

## 6-9 購入する際に重視する点の変更の有無

- (58) 産業上の使用者に対して、平成 14(2002)年 7 月以降、調査対象貨物又は同種の貨物を購入する際に最も重視する点 (すなわち、当初調査で最も重視される要因とされた価格) に変更があったか否か質問したところ、その回答結果は、表

<sup>41</sup> 証拠番号 2-7-5 「株式会社加藤綿行回答書」 B-2

<sup>42</sup> 証拠番号 2-7-15 「倉敷繊維加工株式会社回答書」 B-2

<sup>43</sup> 証拠番号 2-7-7 「株式会社菱友回答書」 B-2

9のとおりであり、「変更なし」と回答した者が64.7%と、回答の多数を占めた。

表9 購入する際に重視する点の変更の有無に関する回答結果

	回答数(計)	変更なし	わからない	その他の回答
産業上の使用者	17	11	0	6
回答に占める割合		64.7%	0%	35.3%

- (59) 次に、その他の回答の回答内容についても検討した。まず、産業上の使用者1者からの回答は、取引先企業の事業撤退に係る情報<sup>44</sup>を記載しているため、質問とは無関係な回答と認められる。また、別の1者からの回答は、「価格がまず第一ではありますが、品質・納期も重視しています。」<sup>45</sup>というものであり、当該回答内容は調査対象貨物又は同種の貨物を購入する際に最も重視する点が依然として価格であるという回答内容であった。
- (60) 別の1者からの回答は「弊社が2005年より輸入販売を行っている韓国、タイメーカー品も生産コストが上昇しておりそれらのメーカーの販売価格も上昇傾向にあるため内外価格差は徐々に縮小傾向にあり今後は日本メーカーにとり価格競争力が回復してくると思われる。」<sup>46</sup>というものであり、調査対象貨物又は同種の貨物を購入する際に最も重視する点は価格であることを示す回答内容であると認められる。
- (61) また、別の1者からの「調査対象貨物と同種の貨物について、当社は日本国内仕入先よりの購入の為価格の重要性のみならず、品質・供給安定性・納期をも重視してきました。理由としては、調査対象貨物と同種の貨物を使用した商品が訪問販売用のメイン商品であり、販売会社への安定供給の必要性がある為です。」<sup>47</sup>という回答は価格以外の要因の重要性を指摘するものであるものの、価格の重要性そのものを否定する回答とはなっておらず、むしろ価格が品質・供給安定性・納期と同等又はそれ以上に重要な要因であるとの回答内容であると認められる。さらに、他の2者からの回答は、「データなし」<sup>48</sup>及び「該当なし」<sup>49</sup>というものであった。
- (62) 以上のことから、調査対象貨物又は同種の貨物を購入する際に重視される点は価格であることについては変更がないものと認められる。

<sup>44</sup> 証拠番号 2-7-23 「有限会社ビンテック回答書」 B-3

<sup>45</sup> 証拠番号 2-7-14 「呉羽テック株式会社回答書」 B-3

<sup>46</sup> 証拠番号 2-7-22 「双日株式会社回答書」 B-3

<sup>47</sup> 証拠番号 2-7-6 「株式会社丸八真綿回答書」 B-3

<sup>48</sup> 証拠番号 2-7-5 「株式会社加藤綿行回答書」 B-3

<sup>49</sup> 証拠番号 2-7-10 「大綿株式会社回答書」 B-3

## 6-10 調査対象貨物及び同種の貨物の市場における競合性の変化の有無

- (63) 産業上の使用者に対し、調査対象貨物及び同種の貨物の市場における競合性の変化の有無について質問したところ、その回答結果は、表 10 のとおりであり、「変化なし又は競合する」との回答は、52.6%を占めた。

表 10 市場における競合性の変化の有無に関する回答結果

	回答数 (計)	変化なし又は 競合する	わからない	その他の回答
産業上の使用者	19	10	2	7
回答に占める割合		52.6%	10.5%	36.8%

- (64) 次に、その他の回答の回答内容について検討を行った。まず、その他の回答を行った産業上の使用者のうち、「データなし」<sup>50</sup>とする回答が 2 者、「使用者のため該当しない」<sup>51</sup>とする回答が 1 者であった。また、ある産業上の使用者の「仕入価格が元に戻った。」<sup>52</sup>という回答、及び他の 1 者の「輸入品の減少と国内品の価格高騰。」<sup>53</sup>という回答についても、競合性の変化に関する質問とは無関係な回答と認められる。さらに、他の産業上の使用者の「意外と他の原料を混合する事が出来ない商品ですので影響は少ないと思います。又、副原料であるカバー等の布帛は中国等の海外商品ですので国内の加工場での消費量は激減しております。」<sup>54</sup>という回答について、後段の関連商品である布帛に関する指摘は、調査対象となる貨物に関する指摘ではなく、また、前者の「意外と他の原料を混合する事が出来ない商品ですので影響は少ないと思います。」という部分についても調査対象貨物及び同種の貨物と他の物品との競合性について述べたものであることから、本質問に対して無関係な回答とするのが合理的である。以上のような回答を除いた場合の回答結果は以下の表 11 のとおりであり、「変化なし又は競合する」とした回答は 90.9%と、有効回答数の多数を占める。

表 11 有効回答数で見た市場における競合性の変化の有無に関する回答結果

	有効回答数 (計)	変化なし又は 競合する	その他の回答
産業上の使用者	11	10	1
回答に占める割合		90.9%	9.1%

<sup>50</sup> 証拠番号 2-7-5 「株式会社加藤綿行回答書」 B-8

証拠番号 2-7-12 「サンアッド株式会社回答書」 B-8

<sup>51</sup> 証拠番号 2-7-15 「倉敷繊維加工株式会社回答書」 B-8

<sup>52</sup> 証拠番号 2-7-1 「カクイ株式会社回答書」 B-8

<sup>53</sup> 証拠番号 2-7-14 「呉羽テック株式会社回答書」 B-8

<sup>54</sup> 証拠番号 2-7-23 「有限会社ビンテック回答書」 B-8

- (65) さらに、その他の回答を行った残り1者の回答内容についても検討を行った。まず、「当社が知る限り、原産地・メーカー間の価格差はほとんどなくなったと思います。」<sup>55</sup>という回答について、当該回答内容は、調査対象貨物と同種の貨物間の競合は継続しているという回答内容であると判断するのが合理的である。
- (66) 以上のとおり、有効回答数における「変化なし又は競合する」とした回答が大多数を占め、その他の回答内容についても競合性に変化があったとする具体的な指摘も見受けられないことから、調査対象貨物及び同種の貨物の市場における競合性について変化はないものと認められる。

#### 6-11 代替性を有しない新製品の開発の有無

- (67) 供給者に対して、平成14(2002)年7月以降に調査対象貨物の中で、従来の調査対象貨物とは代替性を有しない新製品を開発したか否かについて質問したところ、その回答結果は、表12のとおりであり、そのような新製品を開発したという回答はなかった。したがって、調査対象貨物の中に、他の調査対象貨物と代替性を有しない新製品は開発されていないものと認定した。

表12 代替性を有しない新製品の開発の有無に関する回答結果

	有効回答数 (計)	新製品なし	わからない	その他の回答
供給者	1	1	0	0
回答に占める割合		100%	0%	0%

#### 6-12 同種の産品（貨物）に関する結論

- (68) 上記6-2の購入ルート（流通経路）、6-3の最終用途等、6-4の将来的な最終用途の変化の見込み、6-5の調査対象貨物と同種の貨物間における代替性、6-6の主要品目間における代替性、6-7の代替性に関する将来的な変化、6-8の購入先等の変更、6-9の購入する際に重視する点、6-10の競合性について、いずれも当初調査の認定からの変更・変化は認められず、6-11のとおり、供給者において代替性を有しない新製品の開発の事実も認められなかった。以上の検討結果を踏まえ、当初調査における同種の産品についての事実認定、すなわち、調査対象貨物及び同種の貨物は、市場のニーズに応じ、多様な機能をも

<sup>55</sup> 証拠番号 2-7-21 「住友商事株式会社回答書」 B-8

った商品群を形成しているものの、基本的な物理的・化学的特性（PET<sup>56</sup>を主成分とし、特定の織度、カット長を有していること）は同じであり、用途、流通経路、製造工程、価格、代替性、国内産業の取扱い、関税分類の点も考慮した結果、同種の産品と判断した。このことは、国産品、韓国産品、台湾産品、また、各商品カテゴリー、ヴァージン品、再生品、混合品を問わない、<sup>57</sup>との結論から変化はないものと認められる。

## 第2 不当廉売及び損害の継続又は再発のおそれ

### 7 不当廉売された指定貨物の輸入が課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれ

#### 7-1 序論

- (69) 調査当局は関税定率法第8条第27項に基づき、不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無について、平成17（2005）年4月1日から平成18（2006）年3月31日までの調査対象期間を定めて、調査を実施した。

#### 7-2 韓国からの調査対象貨物の輸入の継続

- (70) 前述5-5のとおり、韓国の供給者の質問状に対する回答状況は非常に低調であった。部分的に回答した3者から調査対象期間中に本邦向けの輸出実績がある旨<sup>58</sup>の回答はあったものの、質問状を送付した韓国の供給者のほとんどから回答が得られず、また回答があった3者についても不十分な回答しか得られなかったことから、質問状の回答から韓国からの調査対象貨物の輸入量を把握することはできなかった。したがって、調査当局は、知ることができた事実により当該輸入量を算定した。
- (71) 上述2-2のとおり、調査対象貨物の範囲に対応する日本の輸入統計品目番号が存在しているが、当該輸入統計品目番号の韓国からの輸入にはAD対象外供給者からの輸入も含まれている。したがって、韓国からの調査対象貨物の輸入量を把握するためには、当該輸入統計品目番号の輸入量（表13参照）からAD対象外供給者の輸入量を控除する必要がある。貿易統計の輸入数量から、AD対

<sup>56</sup> PETとは、ポリエチレンテレフタレートをいう。後述、7-4-1-1-1参照。

<sup>57</sup> 当初調査決定5-10(a)

<sup>58</sup> 証拠番号2-6-19 「P. S. H ASSOCIATES INC. 回答書」  
証拠番号2-6-20 「SAMHEUNG CO., LTD. 回答書」  
証拠番号2-6-21 「SAEHAN INDUSTRIES INC. 回答書」

象外供給者の輸入数量（A D対象外供給者の回答<sup>59</sup>、本邦の生産者の回答<sup>60</sup>及び本邦輸入者の回答<sup>61</sup>から算定）を控除することにより、2005年度の韓国からの調査対象貨物の輸入量を算定したところ 920 トンとなった<sup>62</sup>。また、上記のとおり、韓国供給者 3 者から本邦向けの輸出実績がある旨の回答を得ていることから、韓国からの調査対象貨物の輸入は継続しているものと認められる。

表 13 韓国からの調査対象貨物及び同種の貨物の輸入量の推移（輸入統計品目番号 5503.20-010）

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
輸入量 (トン)	1,095	977	1,624	1,514	2,860

(出所：財務省貿易統計<sup>63</sup>)

### 7-3 台湾からの調査対象貨物の輸入の実質的な停止

(72) 台湾の供給者の質問状に対する回答は、4 者から調査対象期間中の本邦向けの輸出実績はない旨の回答<sup>64</sup>があったのみであり、質問状に対する回答から台湾からの調査対象貨物の輸入量を把握することはできなかった。したがって、調査当局は、知ることができた事実により当該輸入量を算定した。

(73) 韓国の場合と同様、調査対象貨物の範囲に対応する日本の輸入統計品目番号が存在している。韓国と異なり、台湾には現行の不当廉売関税の対象とされていない供給者が存在せず、貿易統計（当該輸入統計品目番号）の輸入量から、台湾の供給者からの調査対象貨物の輸入量を把握することができる。貿易統計によると、表 14 に示したとおり、2005 年度の台湾からの調査対象貨物の輸入量は 84 トンであり、これは現行不当廉売関税課税前である 2001 年度における台湾からの輸入量の 3.3% の水準である。

<sup>59</sup> 証拠番号 2-6-17 「HUVIS CORPORATION 回答書」

証拠番号 2-6-18 「SUNG LIM CO., LTD. 回答書」

<sup>60</sup> 証拠番号 2-1-1 「帝人ファイバー回答書」 調査項目 C

<sup>61</sup> 証拠番号 2-6-1 「株式会社三養社東京支店回答書」 調査項目 B

証拠番号 2-6-2 「丸紅株式会社回答書」 調査項目 B

証拠番号 2-6-6 「株式会社井上商店回答書」

証拠番号 2-6-9 「双日株式会社回答書」 調査項目 B

証拠番号 2-6-11 「株式会社東洋紡カンキョーテクノ回答書」

証拠番号 2-6-12 「ツジトミ株式会社回答書」 調査項目 B

<sup>62</sup> 後段 7-4-2-1 「A D対象外供給者の本邦向け輸出実績の除外」において詳細を説明している。

<sup>63</sup> 証拠番号 5-1-1 「韓国及び台湾からのポリエステル短繊維の輸入実績推移（2001～2005 年度）」（財務省貿易統計）

<sup>64</sup> 証拠番号 2-8-1 「CHUNG SHING TEXTILE CO., LTD. 回答書」

証拠番号 2-8-2 「SHINKONG SYNTHETIC FIBERS CORPORATION 回答書」

証拠番号 2-8-3 「SAN FANG CHEMICAL INDUSTRY CO., LTD 回答書」

証拠番号 2-8-4 「CHIANG LONG CHEMICAL CO., LTD. 回答書」

（当該回答者は不当廉売関税課税（2002 年 7 月）前から輸出を行っていないと回答したことから実際には供給者に該当しない。）

表 14 台湾からの調査対象貨物の輸入実績の推移

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
輸入量 (トン)	2,543	1,367	460	255	84
単価 (円/kg)	108.5	114.6	132.8	149.7	196.4

(出所：財務省貿易統計<sup>65)</sup>)

- (74) 2005 年度における輸入量が 84 トンと現行不当廉売関税課税前と比較して激減している一方、2005 年度における台湾産の調査対象貨物の輸入価格は 196.4 円/kg であり、2001 年度の価格と比較すると約 2 倍の価格を示している。そのため、輸入量の減少理由、輸入価格の上昇の原因等輸入実態について検証することとした。
- (75) 価格変動の主な要因と考えられる原材料価格は 2001 年度から 2005 年度において約 20～70%<sup>66)</sup>上昇している。原材料価格が正常価格に占める割合が約 6 割<sup>67)</sup>程度であることを考慮すると、原材料価格の高騰に起因する価格の上昇は最大でも 4 割程度に留まることとなる。現に、同じ原材料及び製造工程で生産されている台湾から日本以外の第三国へのポリエステル短繊維の輸出価格をみると 2001 年は 98.5 円/kg、2005 年は 136.4 円/kg となっており、価格上昇率は 38.5% であり<sup>68)</sup>、調査対象貨物の輸入価格の変化は原材料価格の高騰によるものだけではないと判断することが合理的である。
- (76) 2005 年度の貿易統計を更に詳細に検証したところ、台湾からの調査対象貨物は、日本全国の貿易港のうち特定の港一港において、毎月あるいは隔月にほぼ同量、かつ、ほぼ同じ単価で輸入が繰り返されている<sup>69)</sup>ことが判明した。このことから、2005 年度における台湾からの調査対象貨物の輸入は特定の輸入者が、特定の貨物を輸入しているのみであり、その他の輸入は停止していると判断することが合理的である。
- (77) 加えて、台湾からの調査対象貨物と本邦の同種の貨物の代替性等については変化がないこと（上記 6 参照）、輸入量は不当廉売関税の課税前の 2001 年度に比べて 7 月に課税を開始した 2002 年度以降、不当廉売関税課税後一貫して大きく

<sup>65)</sup> 証拠番号 5-1-1 「韓国及び台湾からのポリエステル短繊維の輸入実績推移 (2001～2005 年度)」(財務省貿易統計)

<sup>66)</sup> 証拠番号 5-1-2 「本邦の生産者に対する質問状回答 (様式 G-1) によるコスト計算 (2005 年度：台湾の物価に換算)」 原材料単価算出資料部分 (テレフタル酸、エチレングリコール)

証拠番号 5-1-30 「本邦の生産者に対する質問状回答 (様式 G-1) によるコスト計算 (2001 年度：台湾の物価に換算)」 原材料単価算出資料部分 (テレフタル酸、エチレングリコール) 及びリサイクル品目の原材料費単価部分

<sup>67)</sup> 証拠番号 5-1-2 「本邦の生産者に対する質問状回答 (様式 G-1) によるコスト計算 (2005 年度：台湾の物価に換算)」

<sup>68)</sup> 証拠番号 5-1-3 「台湾におけるポリエステル短繊維の第三国向け輸出実績 (2001 年及び 2005 年)」(台湾貿易統計)

<sup>69)</sup> 証拠番号 5-1-4 「台湾からのポリエステル短繊維の港別輸入実績 (2004 年度及び 2005 年度)」(財務省貿易統計) 国内の同種の貨物の中にも 200 円/kg を超える販売価格のものが存在しており、このような貨物と競合しているものと考えられる。

減少していることから、台湾からの調査対象貨物の輸入の大幅な減少は不当廉売関税の課税によるものであり、不当廉売関税の課税により台湾からの調査対象貨物の輸入は実質的に停止したと認められる。

#### 7-4 不当廉売輸入の継続の有無

- (78) 不当廉売輸入の継続のおそれの有無を検討するにあたり、調査対象期間における韓国及び台湾の正常価格及び輸出価格を比較することにより不当廉売輸入が継続しているか検証することとした。

##### 7-4-1 韓国供給者に関する正常価格

- (79) 質問状に回答した韓国の供給者からは、調査対象貨物の正常価格の算定に必要なデータは提供されなかった。
- (80) したがって、調査当局は、正常価格の算定にあたり、知ることができた事実に基づき算定することとし、他の客観的なデータが入手可能か否か検討した。まず、正常価格の算定の基礎データとなりうる韓国における国内販売価格の公表データは、今回の延長調査において入手することはできなかった<sup>70</sup>。また、韓国の貿易統計における第三国向けの輸出価格については、韓国の貿易統計は調査対象貨物の範囲と異なること、除外すべきAD対象外供給者の数値（輸出量及び輸出価格）が不明であり、これを韓国の第三国向け輸出から除外することができないことから、韓国の貿易統計を基に正常価格を算定することもできなかった。
- (81) そこで、調査対象貨物の正常価格を算定する方法として、政令第2条第1項第3号に規定する「当該輸入貨物の生産費に当該輸入貨物の原産国で生産された当該輸入貨物と同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格」に基づき算定することとした。生産費については、本邦の生産者の同種の貨物にかかる品目別損益計算書を利用して、労務費等の費用に係る日本と韓国の価格差を勘案して作成することとした<sup>71</sup>。その際、ヴァージン品と再生品では重合工程の有無により、原材料及び価格構成要素が異なることから、ヴァージン品と再生品に分けて算定した。また、販売費及び一般管理費については、韓国において財務諸表が公開されているヒュビス・コーポレーション (HUVIS CORPORATION)<sup>72</sup> (以下「ヒュビス」という。) の販売費

<sup>70</sup> 当初調査時に利用した JTN レポートは、現在、販売価格のデータを掲載しておらず、利用することができなかった。

<sup>71</sup> 証拠番号 5-1-5 「本邦の生産者に対する質問状回答 (様式 G-1) によるコスト計算 (2005 年度：韓国の物価に換算)」

<sup>72</sup> 証拠番号 5-1-6 「ヒュビス社損益計算書 (2001 年、2002 年、2003 年)」 (同社の Web サイト)

及び一般管理費が、平均で売上原価の 9.0%とされていることから、日本の品目別損益計算書における数値（売上原価の約 18%程度<sup>73)</sup>）ではなく、同社の数値を用いて売上原価（生産費）の 9.0%として算定した。その方法については、7-4-1-1 から 7-4-1-2 のとおりである。

- (82) なお、本来加算すべき利潤については、本邦の生産者は同種の貨物の損益において損失を計上しており、本邦の生産者のデータを採用することは不相当であると認められたことから、韓国の正常価格の算定にあたり加算しなかった。

#### 7-4-1-1 ヴァージン品の正常価格

##### 7-4-1-1-1 ヴァージン品の原材料価格

- (83) ポリエステル短繊維は、一般的にテレフタル酸（以下「PTA」という。）とエチレングリコール（以下「EG」という。）の重合により合成されたポリエチレンテレフタレート（以下「PET」という。）を原材料としている。ヴァージン品、再生品ともに原材料として PET を利用することに違いはないが、ヴァージン品は重合により製造された PET を利用するのに対し、再生品はペットボトル等を再利用した再生 PET を利用して製造されるところにその違いがあり、これを踏まえてそれぞれについて正常価格を算定することとした。
- (84) 韓国における正常価格を算定するにあたり、まず同国における原材料価格を求めることとした。同種の貨物の本邦の生産者は、PTA 及び EG について国産品及び輸入品の双方を使用していることから、韓国の生産者も輸入品を使用しているものと想定した。そこで韓国の貿易統計を調査したところ、以下の表 15 のとおり、PTA 及び EG ともに輸入されていることが判明したため、このデータを使用し、韓国におけるヴァージン品の原材料価格を算定した。

表 15 韓国における PTA 及び EG の輸入状況等（2005 年）

2005 年分	輸入量 (トン)	輸入額 (1,000 ドル)	単価 (ドル/kg)	単価 (円/kg)	為替レート (円/ドル)
PTA (HS2917.36)	4,556	4,349	0.95	105.72	110.75
EG (HS2905.31)	544,744	509,356	0.94	103.56	110.75

(注) PTA (HS2917.36) には、テレフタル酸の塩を含む。  
対ドル為替レートは、日本銀行の資料による。<sup>75)</sup>

(出所：韓国貿易統計<sup>74)</sup>)

[http://www.huvis.com/ir/ir\\_is2002.asp](http://www.huvis.com/ir/ir_is2002.asp)

[http://www.huvis.com/ir/ir\\_is.asp](http://www.huvis.com/ir/ir_is.asp)

<sup>73)</sup> 証拠番号 5-1-5 「本邦の生産者に対する質問状回答（様式 G-1）によるコスト計算（2005 年度：韓国の物価に換算）」

<sup>74)</sup> 証拠番号 5-1-7 「韓国におけるテレフタル酸及びエチレングリコールの国別輸入実績（2005 年）」（韓国貿易統計）

#### 7-4-1-1-2 韓国の労務費、製造用電力及び輸送費に関する調整

- (85) 日本と韓国の労務費の差異について、2005年の Korea National Statistical Office の「Monthly Statistics of Korea<sup>76</sup>」及び我が国の厚生労働省の「毎月勤労統計調査<sup>77</sup>」に基づき比較<sup>78</sup>したところ、韓国の労務費は、日本の労務費の 51.7% の水準であると算定されたため、当該差額を反映させた労務費を使用した。
- (86) 次に、日本と韓国の製造用電力及び輸送費について、経済産業省の「2005 年度産業の中間投入に係る内外価格調査<sup>79</sup>」より、韓国の製造用電力は日本の 25.8% の水準、同じく輸送費は 40.5% の水準であると算定<sup>80</sup>し、当該差額を反映させた製造用電力費及び輸送費を使用した。

#### 7-4-1-1-3 正常価格の算定

- (87) 上記労務費等について、日本と韓国の価格比により調整し算定したヴァージン品 4 品目を加重平均した正常価格は 195.2 円/kg と算定された<sup>81 82</sup>。

#### 7-4-1-2 再生品の正常価格

##### 7-4-1-2-1 再生 PET 価格

- (88) 再生 PET の韓国国内での市場価格について、韓国の貿易統計にはそれに合致する統計細分がないことから、上記 PTA 及び EG と同様の方法により、貿易統計を利用して価格を導き出すことはできなかった。また、国際市況価格も入手することはできなかった。
- (89) 本邦の生産者からの回答（現地調査報告書を含む。）によれば、国産の再生 PET が入手できないために、輸入された再生 PET を使用した事例<sup>83</sup>は 1 例しかなく、

<sup>75</sup> 証拠番号 5-1-8 「為替レート（米ドル、韓国ウォン）」

<sup>76</sup> 証拠番号 5-1-9 「韓国の月平均給与額・勤労日数」（Korea National Statistical Office「Monthly Statistics of Korea」（2006 年 12 月））

<sup>77</sup> 証拠番号 5-1-10 「日本の月間現金給与額・月間出勤日数」（厚生労働省「毎月勤労統計調査」（2005 年））

<sup>78</sup> 証拠番号 5-1-11 「日本と韓国の賃金比較」

<sup>79</sup> 証拠番号 5-1-12 「2005 年度 産業の中間投入に係る内外価格調査」（経済産業省公表資料）

<sup>80</sup> 2005 年度調査における対韓国との内外価格差から、それぞれの割合を算出した。

<sup>81</sup> 証拠番号 5-1-5 「本邦の生産者に対する質問状回答（様式 G-1）によるコスト計算（2005 年度：韓国の物価に換算）」

<sup>82</sup> ヴァージン品 4 品目のそれぞれの正常価格は、レギュラーわた（ヴァージン）192.8 円/kg、中空コンジュゲートわた（ヴァージン）191.4 円/kg、レギュラーバインダーわた（ヴァージン）196.3 円/kg、その他（ヴァージン）199.6 円/kg であった。

<sup>83</sup> 証拠番号 2-6-15 「小山化学株式会社回答書」 様式 1

また、日本においては再生 PET に対し何らの輸入制限も見当たらないことを考慮すると、国産再生 PET の市場価格は、輸入品に対して価格競争力を持っていると判断することが合理的である。したがって、国産再生 PET 価格は、輸入品とほぼ同額又は安価であると認められることから、調査当局は知ることができた事実に基づき、日本における再生 PET 価格を韓国の再生品の生産費の算定に用いることとした。

#### 7-4-1-2-2 韓国の労務費、製造用電力及び輸送費に関する調整

- (90) 7-4-1-1-2 において、ヴァージン品の正常価格算定にあたり、2005 年度の韓国の労務費は日本の 51.7% の水準、製造用電力は同 25.8% の水準、輸送費は同 40.5% の水準であると認定したが、これらは再生品の正常価格の算定にあっても同様であると考えられることから、算定に際しこれらの数値を反映させた。

#### 7-4-1-2-3 韓国の再生品の正常価格の算定

- (91) 上記のとおり、労務費等について、日本と韓国の価格差を踏まえ、必要とされる費用について調整した結果、韓国の再生品 3 品目を加重平均した正常価格は 160.8 円/kg と算定された<sup>84</sup>。

#### 7-4-2 韓国の調査対象貨物の輸出価格

- (92) 調査対象貨物の韓国から本邦向けの輸出価格については、韓国の供給者 1 者から部分的な回答<sup>85</sup>があったのみである。この供給者の回答した輸出データから、当該輸出に含まれる調査対象外貨物を除外した 2005 年分の輸出価格は、【秘密扱いのため不開示】円/kg であった<sup>86</sup>。
- (93) その他質問状に回答した供給者 2 者からの回答<sup>87</sup>は、輸出数量だけであったことから、これら 2 者を含めた韓国のその他の供給者については、調査当局は知ることができた事実から、別途輸出価格を算定することとした。その方法については以下 7-4-2-1 から 7-4-2-3 のとおりである。

<sup>84</sup> 証拠番号 5-1-5 「本邦の生産者に対する質問状回答（様式 G-1）によるコスト計算（2005 年度：韓国の物価に換算）」

<sup>85</sup> 証拠番号 2-6-19 「P. S. H ASSOCIATES INC. 回答書」

<sup>86</sup> 証拠番号 5-1-13 「P. S. H ASSOCIATES INC. の日本市場向け輸出実績」

<sup>87</sup> 証拠番号 2-6-20 「SAMHEUNG CO., LTD. 回答書」

証拠番号 2-6-21 「SAEHAN INDUSTRIES INC. 回答書」

#### 7-4-2-1 AD対象外供給者の本邦向け輸出実績の除外

(94) 7-2と同様の方法により、我が国貿易統計の数値から、質問状に回答したAD対象外供給者2者<sup>88</sup>については、その回答から得られた輸入量及び輸入額、質問状に対し回答しなかったその他AD対象外供給者2者については、本邦の生産者<sup>89</sup>及び本邦輸入者の回答<sup>90</sup>から得られたこれらの者にかかる輸入量及び輸入額を控除することにより、2005年度の韓国からの調査対象貨物の輸入量及び輸入額を算定したところ、それぞれ920トン、57,434千円となった。これらの数値から調査対象貨物の輸入価格を算定したところ、62.5円/kgであった。

表16 韓国からの調査対象貨物及び同種の貨物の輸入（2005年度）

	貿易統計 (A)	AD対象外供給者 の実績 (B)	調査対象貨物の実績 (A) - (B)
輸入量 (トン)	2,860	1,940	920
輸入額 (千円)	380,795	323,361	57,434
単価 (円/kg)	133.2	166.7	62.5

(出所：財務省貿易統計 (A)、質問状回答による<sup>91</sup> (B))

#### 7-4-2-2 海上運賃等の除外

(95) 上記7-4-2-1により、調査対象貨物の日本への輸入価格を算定することができたが、日本の輸入貿易統計はCIFベースの価格であることから、これを利用して韓国の供給者の輸出価格（工場出荷（ex-factory）ベース）を算定するためには、韓国から日本までの海上運賃及び海上保険料（以下「海上運賃等」という。）並びに韓国国内の工場から輸出港までの国内輸送費及び輸出関連諸経費等を控除する必要があるが、韓国国内の工場から輸出港までの国内輸送費及び輸出関連諸経費等については資料を入手できなかった。一方、韓国から日本までの海上運賃等については、AD対象外供給者2者から回答を得ており、これを加重平均して算定した価格【秘密扱いのため不開示】円/kg<sup>92</sup>を韓国から日本までの海上運賃等として、当該海上運賃等のみを控除することとした。

<sup>88</sup> 証拠番号 2-6-17 「HUVIS CORPORATION 回答書」

証拠番号 2-6-18 「SUNG LIM CO., LTD. 回答書」

<sup>89</sup> 証拠番号 2-1-1 「帝人ファイバー回答書」 調査項目 C

<sup>90</sup> 証拠番号 2-6-1 「株式会社三養社東京支店回答書」 調査項目 B

証拠番号 2-6-2 「丸紅株式会社回答書」 調査項目 B

証拠番号 2-6-6 「株式会社井上商店回答書」

証拠番号 2-6-9 「双日株式会社回答書」 調査項目 B

証拠番号 2-6-11 「株式会社東洋紡カンキョーテクノ回答書」

証拠番号 2-6-12 「ツジトミ株式会社回答書」 調査項目 B

<sup>91</sup> 証拠番号 5-1-14 「韓国AD対象外供給者からのポリエステル短繊維（同種の貨物）の輸入実績（2005年度）」

<sup>92</sup> 証拠番号 5-1-15 「質問状に回答のあった韓国AD対象外供給者における日本向け販売数量と海上運賃（2005年度）」

### 7-4-2-3 韓国の調査対象貨物の輸出価格（結論）

- (96) 以上より、質問状に回答した供給者1者については、当該質問状の回答から算定した【秘密扱いのため不開示】円/kg、その他の供給者については、調査当局が知ることができた事実により、調査対象貨物の我が国への輸入価格から上記7-4-2-2で算定した海上運賃等を控除した【要約：55-60】円/kgが国内輸送費及び輸出関連諸経費等を含めた輸出価格であると認められる。

### 7-4-3 韓国からの不当廉売輸入の継続の事実

- (97) 7-4-1-1-3及び7-4-1-2-3により算定されたヴァージン品及び再生品の正常価格はそれぞれ195.2円/kg及び160.8円/kgであり、輸出価格はヴァージン品及び再生品ともに、回答のあった供給者1者は【秘密扱いのため不開示】円/kg、その他の供給者は【要約：55-60】円/kgであった。これらの比較により、韓国の調査対象貨物の正常価格より、回答のあった供給者1者については【秘密扱いのため不開示】～【秘密扱いのため不開示】円/kg、その他の供給者については【要約：100-105】～【要約：135-140】円/kg輸出価格が低いことが明らかとなった<sup>93</sup>。すなわち、計算にあたって、正常価格に利潤を加算しておらず、また輸出価格から輸出関連諸経費等を控除していないにもかかわらず、正常価格より、常に輸出価格が低いこととなる。したがって、韓国からの調査対象貨物の輸入については不当廉売輸入が継続しているものと認められる。

### 7-4-4 台湾の調査対象貨物に係る不当廉売の事実

- (98) 2005年度の台湾からの調査対象貨物の輸入については、7-3で認定したように実質的に停止している。なお、特定の者が輸入している特定の貨物については、台湾の供給者及び本邦の輸入者から証拠の提出等がなかったことから、不当廉売の継続の有無を検証することができなかった。また、当該特定の貨物と7-4-1と同様の方法で算定する台湾の調査対象貨物の加重平均した正常価格は、比較対象とならないことから不当廉売の事実の確認は行えなかった。

### 7-5 不当廉売輸入の継続又は再発のおそれ

- (99) 不当廉売輸入の継続又は再発のおそれについて事実認定を行うにあたり、①供給者の余剰生産能力、②供給者の将来の生産能力拡大の見込み、③追加的な輸

<sup>93</sup> 正常価格と貿易統計から得られた輸入価格（62.5円/kg、すなわち運賃を控除する前の価格）と比較すると、その差は98.3～132円/kgとなる。運賃を考慮すれば、実際の差額はこれよりも大きいことは明らかである。

出を吸収できる他の市場の存在、④我が国市場への参入可能性、及び⑤不当廉売関税の課税の影響による輸出価格の動向等について検討を行うこととした。

#### 7-5-1 不当廉売貨物の輸入

- (100) 7-2 及び 7-4-3 により、韓国からの不当廉売貨物の輸入は継続していることが認められ、7-3 により、台湾からの調査対象貨物の輸入は実質的に停止していることが認められた。また、7-4-4 により、台湾から継続して輸入されている特定の貨物については不当廉売輸入であるか否かは不明であった。

#### 7-5-2 韓国及び台湾の供給者の余剰生産能力

- (101) 生産能力及び稼働率に関し、韓国及び台湾の供給者から質問状に対する回答も証拠の提出もなかったことから、調査当局は知ることができた事実により、韓国及び台湾の供給者の余剰生産能力について認定した。
- (102) 韓国化繊協会及び台湾区人造繊維製造工業同業公會はそれぞれ調査対象貨物の供給者（生産者）の一部が属する団体であるが、これらの者が発行している化繊便覧等により判明した、韓国及び台湾の生産者（供給者を含む。）のポリエステル短繊維の生産能力、生産量及び余剰生産能力は以下の表 17 のとおりである。

94 95

表 17 韓国及び台湾の生産者の余剰生産能力（2005 年）（単位：千トン）

	生産能力	生産量	余剰生産能力
韓国	608.4	522.5	85.9
台湾	943.9	731.9	212.0

（出所：韓国化繊協会「2007 化繊便覧」、台湾区人造繊維製造工業同業公會「化繊手帳 2006」）

- (103) 次に、AD 対象外供給者の生産能力及び生産量（生産量は、生産能力に比例するとして算定）を控除した場合においても、余剰生産能力は、以下の表 18 のとおり、韓国においては 30.0 千トン/年となった。なお、韓国化繊協会の化繊便覧には、質問状に部分的に回答した供給者 2 者等が含まれないことから、韓国供給者の実際の余剰生産能力は 30.0 千トン/年を上回るものと見込まれる。

<sup>94</sup> 証拠番号 5-1-16 韓国化繊協会「2007 化繊便覧」

<sup>95</sup> 証拠番号 5-1-17 台湾区人造繊維製造工業同業公會「化繊手帳 2006」

表 18 韓国及び台湾の供給者の余剰生産能力 (2005 年) (単位：千トン)

	生産能力	生産量	余剰生産能力
韓国	212.4	182.4	30.0
台湾	943.9	731.9	212.0

(出所：韓国化繊協会「2007 化繊便覧」、台湾区人造繊維製造工業同業公會「化繊手帳 2006」)

- (104) なお、この数値は調査対象貨物以外のポリエステル短繊維（以下「調査対象外貨物」という。）を含むポリエステル短繊維全体の余剰生産能力であるが、調査対象貨物と調査対象外貨物の生産切替について、韓国及び台湾の供給者から回答が得られなかったことから、調査当局は知ることができた事実により、事実認定した。ポリエステル短繊維は調査対象貨物及び調査対象外貨物を同じ製造工程で製造しており、両者の変更は、口金及びカッター等の変更により容易にできる<sup>96</sup>ものであるため、ポリエステル短繊維全体の余剰生産能力を、調査対象貨物の余剰生産能力と認定した。

### 7-5-3 供給者の将来の生産能力拡大の見込み

- (105) 調査当局は、公表資料から韓国及び台湾の 2001 年から 2005 年のポリエステル短繊維の生産能力の数値を入手することができたが、将来の生産能力拡大の見込値については、利害関係者から証拠の提出及び質問状の回答がなく、また公表資料からも入手することができなかつた。将来の生産能力について、減少するであろうことを示す証拠も、また拡大するであろうことを示す証拠も得られなかったことから、将来の生産能力については、入手することのできた 2005 年の生産能力が維持されるであろうと判断することが合理的であると認められる。

### 7-5-4 追加的な輸出を吸収できる他の市場の存在

#### 7-5-4-1 輸出相手先となる国及び地域

- (106) 調査当局は、日本化学繊維協会が発行している「繊維ハンドブック 2007」<sup>97</sup>により、主要な国及び地域ごとのポリエステル短繊維の生産量及び輸出入量を入力し、それぞれの需要動向を把握した<sup>98</sup>。それによると、需要量、輸入量とも

<sup>96</sup> 海外供給者に対する質問状の調査項目 A-5(3)で回答を求めたが回答を得ることができなかつた。よって、調査当局は、知ることができた事実（本邦の生産者に対する質問状 調査項目 E-2 回答（ユニチカファイバー、東レ、帝人ファイバー、小山化学株式会社、株式会社高木化学研究所）から判断し、ポリエステル短繊維の調査対象貨物及び調査対象外貨物の生産変更は容易であると認定した。

<sup>97</sup> 証拠番号 5-1-18「世界主要国のポリエステルステーブル輸出入量（日本化学繊維協会「繊維ハンドブック 2007」）」

証拠番号 5-1-19「世界の国別合成繊維品種別生産量（日本化学繊維協会「繊維ハンドブック 2006 及び 2007」）」

<sup>98</sup> 証拠番号 5-1-20「主要国におけるポリエステル短繊維需要量の推移（2001～2005 年）」

に多い国・地域は、中華人民共和国（以下「中国」という。）、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）及び欧州連合（以下「EU」という。）であることが判明した。したがって、これらの国・地域において追加的な輸出を吸収することが可能な状況にあるか否か検討を行うこととした。

表 19 主要国におけるポリエステル短繊維需要量の推移（抜粋）（単位：千トン）

		2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
中国	需要	2,914	3,470	3,952	4,550	4,927
	輸入	524	600	577	507	346
米国	需要	1,111	1,148	1,067	1,093	1,114
	輸入	289	344	334	294	341
EU	需要	729	817	797	792	764
	輸入	250	305	312	368	377

（出所：日本化学繊維協会「繊維ハンドブック 2007」）

#### 7-5-4-2 第三国における韓国又は台湾産の同種の貨物に対する貿易救済措置等

(107) 追加的な輸出を吸収できる他の市場の存在を検討するため、調査当局は、韓国及び台湾における調査対象貨物の供給者が行う第三国向け輸出に対し不当廉売関税や相殺関税等の貿易救済措置が執られているか否か、又は輸入割当等の輸入制限が存在しているか否かを把握することとし、質問状において回答を求めたが、供給者からの回答はなかった。したがって、調査当局は、知ることができた事実に基づきこれらについて認定することとした。まず、WTO（世界貿易機関）のWebサイト上で公開されている各国の不当廉売関税に係る通報文書等によると、韓国産のポリエステル短繊維（但し、我が国の調査対象貨物とその課税範囲は同一でない。以下、台湾について同じ。）については、中国、米国及びEUにおいて不当廉売関税措置の対象となっている。また、台湾産のポリエステル短繊維については、米国及びEUにおいて不当廉売関税措置の対象となっている。<sup>99 100 101</sup>

表 20 韓国及び台湾の中国、米国及びEU向け輸出実績（単位：千トン）

韓国の輸出実績	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
中国	272	177	172	137	104

<sup>99</sup> 証拠番号 5-1-21 「中華人民共和国対外貿易経済合作部公告 2003 年第 4 号」

中国は 2003 年 2 月から韓国のポリエステル短繊維に対して不当廉売関税を課税している。

<sup>100</sup> 証拠番号 5-1-22 「SEMI-ANNUAL REPORT UNDER ARTICLE 16.4 UNITED STATES (22 February 2006) (WTO Doc. G/ADP/N/139/USA)」

<sup>101</sup> 証拠番号 5-1-23 「COUNCIL REGULATION (EC) No 428/2005 of 10 March 2005」

証拠番号 5-1-24 「COMMISSION REGULATION (EC) No 2005/2006 of 22 December 2006」

EU は 2005 年 3 月に不当廉売関税の課税を停止し、2006 年 4 月に再度、不当廉売関税の課税調査を開始している。

米国	106	136	150	137	133
E U (25 各国)	127	134	133	135	114

台湾の輸出実績	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
中国	67	103	91	111	80
米国	75	70	51	43	42
E U (25 各国)	60	64	67	72	116

(出所：韓国貿易統計<sup>102</sup>、台湾貿易統計<sup>103</sup>)

(注) E U は 2004 年 5 月に加盟国が 25 各国に拡大した。E U 向け輸出実績については、25 各国ベースで集計した。

#### 7-5-4-3 中国の需要と供給

(108) 以下の表 21 のとおり、中国は 2005 年において、需要が国内生産量を上回っており、ポリエステル短繊維の輸出量を上回る輸入があったが、国内生産量の増大に伴い、輸入量は年々減少していることが認められる。国内生産量は年々着実に増大しており、一方で一貫して継続的に輸出が増大し、輸入が減少していることから、需要量の伸びを上回るペースで国内生産が増大していると認められる。

表 21 中国におけるポリエステル短繊維需要量の推移 (単位：千トン)

	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
需要	2,914	3,470	3,952	4,550	4,927
生産	2,396	2,941	3,491	4,187	4,790
輸出	6	72	116	145	210
輸入	524	600	577	507	346

(出所：日本化学繊維協会「繊維ハンドブック 2007」<sup>104</sup>)

#### 7-5-4-4 追加的な輸出を吸収できる他の市場の存在に係る結論

(109) 2005 年において輸入があった中国、米国及び E U のうち、中国は年々、国内生産量が増大し、輸入量が減少していることが認められた。韓国の供給者は中国、米国及び E U において不当廉売関税措置の対象とされている。また、韓国から米国及び E U への輸出は、2001 年から 2002 年には増加するものの、それ以降 2005 年まで横ばい又は減少していることが認められた。

<sup>102</sup> 証拠番号 5-1-25 「韓国におけるポリエステル短繊維国別輸出実績 (2001~2005 年)」(韓国貿易統計)

<sup>103</sup> 証拠番号 5-1-26 「台湾におけるポリエステル短繊維国別輸出実績 (2001~2005 年)」(台湾貿易統計)

<sup>104</sup> 証拠番号 5-1-18 「世界主要国のポリエステルステーブル輸出入量 (日本化学繊維協会「繊維ハンドブック 2007」)」

証拠番号 5-1-19 「世界の国別合成繊維品種別生産量 (日本化学繊維協会「繊維ハンドブック 2006 及び 2007」)」

- (110) 台湾の供給者は米国及びEUにおいて不当廉売関税措置の対象とされている。また、中国への輸出は、2001年以降、67千トンから111千トンの間を上下しており、輸出の増加傾向は認められなかった。米国向け輸出は2001年以降、一貫して減少していることが認められた。EUへの輸出は、不当廉売関税措置が継続されていた2004年までは緩やかに増加し、同措置の影響がなくなった2005年には大幅に増加したことが認められた。しかし、7-5-8-2-1において分析するとおり、不当廉売関税措置があらためて適用された2006年12月以降、EUへの輸出は急激に減少していることが認められたことから、今後のEUへの輸出が2005年の輸出を上回るものとは認められなかった。
- (111) 以上の事実から、韓国及び台湾の供給者による追加的な輸出を吸収できる市場があるとは認められなかった。

#### 7-5-5 韓国の国内市場及び台湾の域内市場

- (112) 7-5-4により韓国及び台湾の供給者が輸出していた主要輸出先国・地域は追加的な輸出を吸収する市場にはなり得ないことが認められたが、韓国及び台湾の国内（域内）市場が追加的な増産を吸収することができる市場であるか、また、韓国及び台湾の生産者が国内（域内）と輸出のどちらを主な仕向先としているか検証を行うこととした。

##### 7-5-5-1 韓国の産業構造及び国内市場

- (113) 韓国については、供給者からの国内販売量及び輸出量に関するデータの提供は、質問状に対する回答において、3者から輸出量が提供されたのみであり、それ以外のデータについては質問状への回答及び証拠の提出はなかった。そこで調査当局は知ることができた事実から韓国の産業構造について検証することとした。
- (114) 韓国の調査対象貨物及び同種の貨物の需要に係る統計はないことから、調査対象貨物及び同種の貨物を含むポリエステル短繊維の需要を日本化学繊維協会の資料から検証した。しかしながら、同資料では生産量について韓国化繊協会の会員2社<sup>105</sup>の生産量しか把握できないことから韓国の需要量を算定することはできなかった。

<sup>105</sup> 証拠番号 5-1-16 韓国化繊協会「2007化繊便覧」

表 22 韓国におけるポリエステル短繊維の需要量の推移

(単位：千トン)

韓国	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
需要	—	—	—	—	—
生産	688	602	601	562	523
輸出	716	618	653	609	559
輸入	5	5	5	3	3

(出所：日本化学繊維協会「繊維ハンドブック 2007」<sup>106</sup>)

- (115) AD対象外供給者が生産した同種の貨物の仕向先を検証してみると、総販売量のうち【秘密扱いのため不開示】%が輸出向け<sup>107</sup>であることが確認された。韓国の調査対象貨物の供給者から、質問状への回答及び証拠の提出がなかったことから、調査当局が知ることができた事実から判断し、AD対象外供給者と同様に調査対象貨物を生産している韓国の供給者も製品の主な仕向先は海外であると認定することは合理的である。以上のことから、韓国の調査対象貨物の供給者の製品の主な仕向先は海外であり、国内市場の規模は生産量と比較して大きくなく<sup>108</sup>、国内市場が追加的な増産を吸収することはできないと判断することが合理的である。

#### 7-5-5-2 台湾の産業構造及び域内市場

- (116) 台湾については、供給者から調査対象貨物及び同種の貨物の域内販売量及び輸出量に関するデータについての質問状の回答及び証拠の提出はなかった。そこで調査当局は知ることができた事実から台湾の産業構造について検証することとした。台湾における調査対象貨物の需要に係る統計はないことから、調査対象貨物を含むポリエステル短繊維の需要を日本化学繊維協会の資料から入手し検証した。
- (117) 表 23 のとおり、台湾のポリエステル短繊維業界は輸出割合が総生産量の約 7 割から 8 割であること、台湾の域内需要が年々減少していることが認められる。7-5-2 で記載したように、ポリエステル短繊維は調査対象貨物及び調査対象外貨物を同じ製造工程で製造しており、両者の変更は、口金及びカッター等の変更により容易にできるものであると認定した<sup>109</sup>。また、台湾における調査対

<sup>106</sup> 証拠番号 5-1-18 「世界主要国のポリエステルステーブル輸出入量 (日本化学繊維協会「繊維ハンドブック 2007」)」

証拠番号 5-1-19 「世界の国別合成繊維品種別生産量 (日本化学繊維協会「繊維ハンドブック 2006 及び 2007」)」

<sup>107</sup> 証拠番号 5-1-27 「韓国 AD 対象外供給者における市場別総販売量実績 (2005 年度)」

<sup>108</sup> 輸出量は貿易統計の数値であり韓国全体の数値を示しているとして、韓国の供給者が AD 対象外供給者と同じ割合を海外に向けていたとすると、韓国の貿易統計における 2005 年のポリエステル短繊維 (HS5503.20) の輸出量 552 千トン (証拠番号 5-1-25 「韓国におけるポリエステル短繊維国別輸出実績 (2001~2005 年)」(韓国貿易統計) 参照) を【秘密扱いのため不開示】%で除した【秘密扱いのため不開示】千トンが生産量となり、【秘密扱いのため不開示】千トンが国内需要となる。

<sup>109</sup> 脚注 96 参照。

象貨物の需給状況等の傾向がポリエステル短繊維全体の需給動向と異なることを示す証拠は入手できなかったことから、調査対象貨物についても、ポリエステル短繊維全体と同様の需給動向を示すと判断し、台湾の域内市場が追加的な増産を吸収することはできないと判断することが合理的である。

表 23 台湾におけるポリエステル短繊維の需要量の推移 (単位：千トン)

台湾	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
需要	261	226	211	195	177
生産	835	888	874	831	732
輸出	587	678	680	660	567
輸入	12	17	17	14	12

(出所：日本化学繊維協会「繊維ハンドブック 2007」<sup>110)</sup>)

#### 7-5-6 我が国市場への参入可能性

- (118) 韓国及び台湾の供給者の同種の貨物の第三国向け輸出価格と我が国の本邦の生産者が生産する同種の貨物の国内販売価格の比較により、韓国及び台湾の供給者が我が国市場に参入する可能性について、検討を行うこととした。なお、供給者の第三国向け輸出価格について、国内販売価格と商取引の同一段階での比較とするために、ユーザ向けの販売価格を算定した上で比較を行った。

##### 7-5-6-1 韓国及び台湾の供給者の同種の貨物の第三国向け輸出価格の算定

- (119) 韓国及び台湾の供給者による同種の貨物の第三国向け輸出価格については、質問状の回答が得られなかったため、調査当局は知ることができた事実により第三国向け輸出価格を算定した。韓国及び台湾の貿易統計は、調査対象貨物に該当する同種の貨物を対象とする統計細分がないことから、日本の貿易統計における調査対象貨物及びポリエステル短繊維全体の輸入単価<sup>111)</sup>を比較したところ、2005年において、双方とも約170円/kg台とほぼ同額であることが判明した<sup>112)</sup>。よって、韓国及び台湾の貿易統計におけるポリエステル短繊維全体の輸出から日本向け輸出を控除して算定した135.1円/kg(韓国)及び136.4円/kg(台湾)をこれら供給者の同種の貨物の第三国向け輸出価格と認定した<sup>113)</sup>。

<sup>110)</sup> 証拠番号 5-1-18 「世界主要国のポリエステルステーブル輸出入量 (日本化学繊維協会「繊維ハンドブック 2007」)」

証拠番号 5-1-19 「世界の国別合成繊維品種別生産量 (日本化学繊維協会「繊維ハンドブック 2006 及び 2007」)」

<sup>111)</sup> 韓国及び台湾の輸入実績は、不当廉売輸入により正当な値を示していないことから、対世界輸入実績から韓国及び台湾の輸入実績を控除した値で比較した。

<sup>112)</sup> 証拠番号 5-1-28 「日本における調査対象貨物及びポリエステル短繊維全体の輸入実績 (2005年) (財務省貿易統計)」

<sup>113)</sup> 証拠番号 5-1-29 「韓国及び台湾におけるポリエステル短繊維の第三国向け輸出実績 (2005年) (韓国貿易統計、台湾貿易統計)」

#### 7-5-6-2 海上運賃等及び関税額の算定

- (120) 7-5-6-1 で算定した第三国向け輸出価格には、海上運賃等が含まれていないことから、本邦の生産者により生産され日本国内で販売される同種の貨物と比較するためには、海上運賃等を加算する必要がある。7-4-2-2 において、韓国から日本への海上運賃等については【秘密扱いのため不開示】円/kg と認定したことから、この額を加算することとした。台湾については供給者からの回答が得られなかったことから、調査当局は知ることができた事実に基づき、他の合理的な方法により、台湾から日本への海上運賃等を算定することとした。韓国及び台湾から日本への距離は、仕出港や仕向港の違いにより若干の違いはあるにせよ、ほぼ同等程度の距離であることから、台湾から日本への海上運賃等は韓国から日本への海上運賃等と同額であると認定した。また、輸入する際には関税を納付する必要があることから、輸入価格に関税の 6.6% を加算すると、韓国産は【要約：145-150】円/kg、台湾産は【要約：145-150】円/kg となった。

#### 7-5-6-3 我が国における同種の貨物の販売価格

- (121) 我が国において本邦の生産者が生産する同種の貨物の国内販売価格については、そのほとんどが工場庭先価格で計上されていることから、本邦の生産者から入手した販売価格と上記 7-5-6-2 により日本に輸入した価格に調整した韓国及び台湾の同種の貨物の第三国向け輸出価格を比較する場合、国内運賃等について特段調整を加える必要はないものと考えられる。厳密に言えば、上記輸入した価格に調整した価格に輸入諸掛を加算する必要があるが、今回は便宜上加算しないこととした。

#### 7-5-6-4 販売価格の比較

- (122) 以上の結果、本邦の生産者が生産する同種の貨物の国内平均販売価格は 181 円/kg<sup>114</sup>、韓国産の第三国向け輸出価格から算出した国内販売価格は【要約：145-150】円/kg、同様に台湾産の第三国向け輸出価格から算出した国内販売価格は【要約：145-150】円/kg となり、韓国産及び台湾産の第三国向け輸出価格から算出した国内販売価格はいずれも本邦の生産者が生産する同種の貨物の国内販売価格より低いことから、韓国及び台湾の供給者は、不当廉売関税の課税期間が満了した場合に、我が国への輸出を第三国輸出よりも優先して行おうとする十分なインセンティブを有しているものと認められる。

<sup>114</sup> 後段 8-2-15 「国内価格に影響を及ぼす要因」参照。

#### 7-5-7 余剰生産能力を利用した増産販売の利点

- (123) 本邦の生産者への現地調査において、通常、販売原価は固定費（減価償却費、労務費等）及び変動費（原材料費等）を勘案して算定され、販売予測に基づいて固定費及び変動費をまかなうように設定されており、販売できることが確実な場合、余剰生産能力を使用して追加生産する製品は、固定費を賄う必要はなく、変動費のみを賄えば、生産者として販売のメリットが発生することが説明された。また、その証拠として「増産メリットの考え方」<sup>115</sup>という表が提出された。
- (124) 韓国及び台湾の供給者は増産を行う余剰生産能力を保有しており、その余剰生産能力を利用して、調査対象貨物の増産を行い、日本へ輸出を行うインセンティブがあることが認められる。したがって、上述の「増産メリットの考え方」を日本への輸出に適用するおそれがある。このような場合、正常価格は固定費に変動費を加算したものであることから、固定費を含まない変動費のみを考慮した輸出価格は正常価格より低くなり、不当廉売輸出となる。
- (125) なお、平成 13（2001）年の台湾からの調査対象貨物について、固定費を含まない変動費のみを考慮した販売原価は、調査対象貨物全体で、104.8 円/kg となる<sup>116</sup> <sup>117</sup>。この変動費のみを考慮した価格と、2001 年度の台湾からの調査対象貨物の輸入価格 108.5 円/kg<sup>118</sup>から海上運賃等を控除した【要約：105-110】円/kg を比較すると、ほぼ同じ価格となる。この事実は台湾の供給者が「増産メリットの考え方」を既に適用したものであることを示すとまでは断定できないが、かかる考え方に基づく価格による日本への輸出を行うおそれがあることを示唆する事実である。

#### 7-5-8 不当廉売関税課税期間満了後の韓国及び台湾の供給者の傾向

- (126) 調査当局は、韓国及び台湾の供給者が不当廉売関税課税期間満了後にどのような行動を取るのか検討することとした。
- (127) 調査当局は、不当廉売関税の課税以降の調査対象貨物と同種の貨物との代替性、将来の生産量拡大の見込みに変化があるという事実を認めることができなかつたため、韓国及び台湾の供給者が不当廉売関税の課税の有無に応じて、どのよ

<sup>115</sup> 証拠番号 4-1-1 「ユニチカファイバー現地調査報告書」資料 F-⑦

<sup>116</sup> 証拠番号 5-1-30 「本邦の生産者に対する質問状回答（様式 G-1）によるコスト計算（2001 年度：台湾の物価に換算）」

<sup>117</sup> 固定費である減価償却費、労務費、修繕費、販売費及び一般管理費を控除した価格。

<sup>118</sup> 証拠番号 5-1-1 「韓国及び台湾からのポリエステル短繊維の輸入実績推移（2001～2005 年度）」（財務省貿易統計）

うな行動を取っていたかを検証した。

#### 7-5-8-1 韓国供給者の傾向

(128) 韓国の調査対象貨物については、不当廉売関税が課税されていない当初調査時において不当廉売輸入の事実があり、また、不当廉売関税の課税後も、7-4-3に記載しているとおり不当廉売輸入の事実が継続している。したがって、不当廉売関税の課税の有無にかかわらず、不当廉売輸入の事実に変化はないと認められる。

#### 7-5-8-2 台湾供給者の傾向

(129) 台湾の調査対象貨物については、実質的に輸入が停止している。特定の輸入者が輸入している特定の調査対象貨物については、不当廉売関税の課税の有無により、不当廉売輸入が継続しているか否かについて明確に判断することができなかった。よって、台湾の供給者のEUに対する同種の貨物を含むポリエステル短繊維の輸出動向を検証して、台湾の供給者の日本への輸出傾向を判断することとした。

##### 7-5-8-2-1 台湾からのポリエステル短繊維の輸出と欧州委員会の不当廉売関税の課税

(130) 欧州委員会は、台湾産のポリエステル短繊維の輸入について、2005年3月まで不当廉売関税を課税し、一旦課税を終了した後、再度2006年4月に不当廉売に係る調査を開始し、2006年12月に不当廉売輸入の事実があるとの仮決定（暫定措置）<sup>119</sup>を行っている。この時期の台湾のEU向けの輸出実績は表24及びグラフ1のとおりである。

表24 台湾におけるEU向けポリエステル短繊維輸出実績

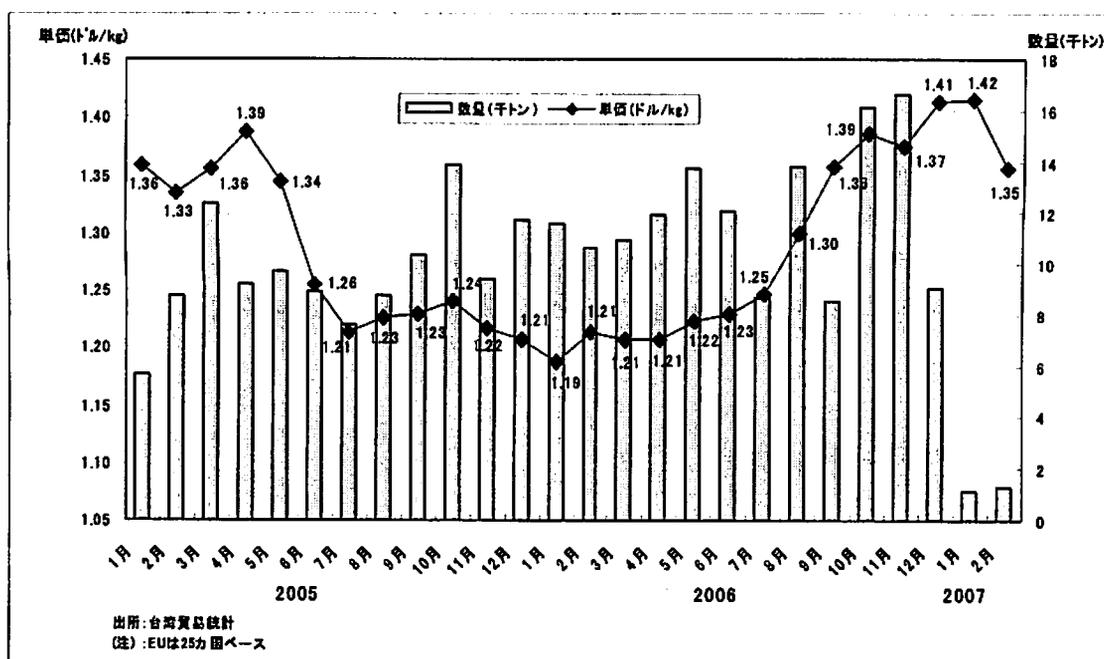
	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
数量（千トン）	64	63	68	80	123
金額（千ドル）	55,333	58,842	69,419	102,363	152,411
単価（ドル/kg）	0.87	0.94	1.01	1.27	1.24

（出所：台湾貿易統計<sup>120</sup>）

<sup>119</sup> 証拠番号 5-1-24 「COMMISSION REGULATION (EC) No 2005/2006 of 22 December 2006」

<sup>120</sup> 証拠番号 5-1-32 「台湾におけるEU向けポリエステル短繊維輸出実績」（台湾貿易統計）

グラフ1 台湾におけるEU向けポリエステル短繊維輸出実績



(131) グラフ1より、台湾からEUへの輸出価格は不当廉売関税の課税が終了した後の2005年の4月以降価格が低下しており、不当廉売の課税調査が再開された2006年の4月以降徐々に上昇し、2006年12月の仮決定後においては、価格は不当廉売関税の課税が行われていなかった2005年度と比べると約1割程度上昇している。なお、欧州委員会の再調査の調査対象期間は2005年であり、2005年の台湾からの輸入は不当廉売であったと欧州委員会の調査当局が仮決定を行っている。また、表24により、不当廉売関税が課税されていた2004年度と課税が終了していた2005年度では輸出量は約1.5倍に増えていることも判明した。

(132) 2005年度の原材料費は、2001年度と比べ73.4%増加しており、2001年度から2004年度の台湾からEUへの輸出価格上昇のうち91.9%は、この原材料費の上昇を転嫁したものである。さらに、2004年度から2005年度の間、原材料費は6.1%上昇している。かかる原材料費の上昇を輸出価格から差し引いた場合、2001年度から2004年度、2005年度までの価格推移はそれぞれ3.7%、▲6.6%となる<sup>121</sup>。すなわち、不当廉売関税の課税期間中の価格変動は原材料費の変動によるものである一方、その終了後の価格変動は、原材料費の変動によるものではない。

(133) 以上のことから、台湾の供給者は欧州委員会の不当廉売関税の課税終了後に、輸出量を増大させる一方、輸出価格を引き下げるという行動をとっていたことが判明した。

<sup>121</sup> 証拠番号 5-1-31 「原材料費と台湾のポリエステル短繊維のEU向け輸出価格の関係」

#### 7-5-8-2-2 台湾の供給者の傾向（結論）

- (134) 台湾の供給者は、7-5-8-2-1 の分析により、ポリエステル短繊維の不当廉売関税の課税が終了した後に、輸出を増大させ、また輸出価格を引き下げる傾向を有していることが認められた。

#### 7-5-9 韓国供給者の不当廉売関税課税期間満了後の輸出価格

- (135) 韓国供給者は、7-5-8-1 において分析したとおり、これまで不当廉売関税の課税の有無にかかわらず、不当廉売を継続していたと認定した。よって、調査当局は韓国の供給者の不当廉売関税課税期間満了後の日本向けの輸出価格について検討を行った。

- (136) 韓国の供給者については、7-4-3 において分析した韓国からの不当廉売輸入の継続の事実に加え、7-5-4 により主要な輸出先である中国、米国及びEUが追加的な輸出を吸収する余力はなく、現在の日本向け価格と第三国輸出価格の価格差を踏まえると、仮に不当廉売関税の課税期間が満了した場合、第三国向けの輸出価格程度で輸出されるおそれが十分にある。

- (137) よって、韓国からの不当廉売関税課税期間満了後の価格は、2005 年度に継続して輸出されている【秘密扱いのため不開示】円/kg 及び【要約：55 - 60】円/kg とならび、第三国向けの輸出価格 135.1 円/kg が想定される輸出価格となる。なお、この場合の正常価格と輸出価格の差は 25.7 円～【要約：135 - 140】円/kg、ダンピングマージン率は 19.0%～【要約：225-230】%となる。<sup>122</sup>

#### 7-5-10 台湾供給者の不当廉売関税課税期間満了後の輸出価格

- (138) 台湾供給者は、7-5-8-2-2 のように不当廉売関税の課税期間満了後に輸出を増大させるおそれがあると認定した。よって、調査当局は台湾の供給者の不当廉売関税課税期間満了後の日本向けの輸出価格について検討を行った。

- (139) 台湾の供給者については、7-5-4 により主要な輸出先である中国、米国及びEUが追加的な輸出を吸収する余力はなく、7-5-8-2 において分析した不当

<sup>122</sup> 不当廉売関税の課税が終了した場合、供給者が不当廉売関税分だけ値上げしても、輸入者は不当廉売関税が課税されていたときと同じ価格で購入できるので、不当廉売関税の額だけ輸入価格が上昇すると考えることもできる。その場合でも、輸出価格は、【要約：65-70】円/kg（【要約：55-60】+62.5×13.5%）となり、不当廉売差額は、【要約：90 - 95】円/kg～【要約：125 - 130】円/kgとなる。

仮に輸入されるポリエステル短繊維がすべて安価な再生品であると仮定しても、価格上昇後の輸入価格（70.9 円/kg）と比較すると、不当廉売差額は 89.9 円/kg となる。運賃を考慮すれば、この差額は 89.9 円/kg 以上となる。

廉売関税の課税が終了した後の台湾の供給者の行動傾向、現在の日本向け価格と第三国向け輸出価格の価格差、不当廉売関税の課税がされる前の2001年度の調査対象貨物の輸出価格、さらに7-5-7で述べた増産メリットを利用して輸出する可能性などを考慮すると、仮に不当廉売関税の課税期間が満了し、輸出価格が低下すれば、第三国向けの輸出価格程度となるおそれが十分にある。この場合の輸出価格が不当廉売であるか否かを次に検討する<sup>123</sup>。

#### 7-5-10-1 台湾供給者の正常価格の算定

- (140) 台湾供給者の第三国向け輸出価格は、7-5-6-1により、136.4円/kgであることが判明している。台湾の調査対象貨物の正常価格を求め、この価格と比較することとする。
- (141) 台湾の供給者からは、質問状の回答及び証拠の提出がなく、調査対象貨物の正常価格の算定に必要なデータは提供されなかった。
- (142) したがって、調査当局は、正常価格の算定にあたり、知ることができた事実に基づき算定することとし、他の客観的なデータが入手可能か否か検討した。まず、正常価格の算定の基礎データとなりうる台湾における国内販売価格の公表データは、入手することはできなかった。また、台湾の貿易統計における第三国向けの輸出価格については、台湾の貿易統計は調査対象貨物の範囲と異なること及び主要な輸出国である米国及びEUにおいて不当廉売課税の対象となっている<sup>124</sup>ことから、台湾の貿易統計を基に正常価格を算定することもできなかった。
- (143) そこで、韓国の場合の7-4-1と同様に台湾からの調査対象貨物の正常価格を算定することとした。まず生産費については、本邦の生産者の同種の貨物にかかる品目別損益計算書を利用して、労務費等の費用に係る日本と台湾の価格差を勘案して、台湾供給者の品目別損益計算書を作成することとした。なお、販売費及び一般管理費については、台湾には不当廉売関税の対象とされていない供給者が存在しないことから、韓国のAD対象外供給者であるヒュピスの販売費及び一般管理費が売上原価に占める割合である売上原価（生産費）の9.0%を台湾の供給者における販売費及び一般管理費の売上原価に占める割合とした。具体的な正常価格の算定方法については、7-5-10-1-1から7-5-10-1-2のとおりである。

<sup>123</sup> EU向けについては不当廉売であるとの仮決定は出ているが、最終決定とはなっていない。

<sup>124</sup> 前段7-5-4-2において詳細を説明している。

(144) なお、本来加算すべき利潤については、本邦の生産者は同種の貨物の損益において損失を計上しており、本邦の生産者のデータを採用することは不相当であると認められたことから、韓国の場合と同様に台湾の正常価格の算定にあたり加算していない。

#### 7-5-10-1-1 ヴァージン品の正常価格

##### 7-5-10-1-1-1 ヴァージン品の原材料価格

(145) 同種の貨物の本邦の生産者は、PTA 及び EG について国産品及び輸入品の双方を使用していることから、台湾の生産者も輸入品を使用しているものと想定した。そこで台湾の貿易統計を調査したところ、PTA 及び EG ともに輸入されているが、PTA については輸入量が極めて少なく、単価が韓国の輸入価格及び東アジア地区の市場価格と比較しても4分の1以下となる異常な安価となっている<sup>125</sup>ため、通常取引とはいえないことから、PTA については原材料価格として東アジア地区の市場価格を用い、一方 EG については相当量の輸入があり韓国における輸入価格と同様の価格となっていることから、原材料価格として輸入品の価格を用いた。

表 25 台湾における PTA 及び EG の輸入状況等 (2005 年)

2005 年分	輸入量 (ト)	輸入額 (1,000 ドル)	単価 (ドル/kg)	単価 (円/kg)	為替レート (円/ドル)
PTA	-	-	0.81	90.11	110.75
EG (HS2905.31)	194,650	177,763	0.91	101.14	110.75

(出所：日経商品情報<sup>126</sup>及び台湾貿易統計<sup>127</sup>)

(注) PTA は、東アジア市場価格を用いているため、輸入量及び輸入額を記載していない。対ドル為替レートは、日本銀行の資料による。<sup>128</sup>

##### 7-5-10-1-1-2 台湾の労務費、製造用電力及び輸送費に関する調整

(146) 日本と台湾の労務費の差異について、日本化学繊維協会が発行している「繊維ハンドブック 2007」<sup>129</sup>に転載されている「台湾の月間賃金推移」及び「日本の

<sup>125</sup> 証拠番号 5-1-7 「韓国におけるテレフタル酸及びエチレングリコールの国別輸入実績 (2005 年)」(韓国貿易統計)  
 証拠番号 5-1-33 「台湾におけるテレフタル酸及びエチレングリコールの国別輸入実績 (2005 年)」(台湾貿易統計)  
 証拠番号 5-1-34 「テレフタル酸の東アジア地区価格 (日経産業消費研究所「クォーターリー日経商品情報」)  
<sup>126</sup> 証拠番号 5-1-34 「テレフタル酸の東アジア地区価格 (日経産業消費研究所「クォーターリー日経商品情報」)  
<sup>127</sup> 証拠番号 5-1-33 「台湾におけるテレフタル酸及びエチレングリコールの国別輸入実績 (2005 年)」(台湾貿易統計)  
<sup>128</sup> 証拠番号 5-1-8 「為替レート (米ドル、台湾ドル)」  
<sup>129</sup> 証拠番号 5-1-35 「台湾の月間賃金推移 (日本化学繊維協会「繊維ハンドブック 2007」)」  
 証拠番号 5-1-36 「日本の繊維産業の賃金・労働時間 (日本化学繊維協会「繊維ハンドブック 2007」)」

繊維産業の賃金・労働時間」に基づき比較<sup>130</sup>を行ったところ、台湾の労務費は、日本の労務費の36.3%の水準であると算定されたため、当該差額を反映させた労務費を使用した。

(147) 次に、日本と台湾の製造用電力及び輸送費について、経済産業省の「2005年度産業の中間投入に係る内外価格調査<sup>131</sup>」より、台湾の製造用電力は日本の42.7%の水準、同じく輸送費は48.8%の水準であると算定<sup>132</sup>し、当該差額を反映させた製造用電力費及び輸送費を使用した。

#### 7-5-10-1-1-3 正常価格の算定

(148) 上記労務費等について、日本と台湾の価格比により調整し算定した、ヴァージン品4品目を加重平均した正常価格は179.0円/kgと算定された。<sup>133 134</sup>

#### 7-5-10-1-2 再生品の正常価格

##### 7-5-10-1-2-1 再生PET価格

(149) 再生PETの台湾国内での市場価格について、台湾の貿易統計にはそれに合致する統計細分がないことから、上記、EGのように貿易統計を利用して価格を導き出すことはできなかった。また、PTAのように国際市況価格も入手することはできなかった。

(150) よって、7-4-1-2-1と同様に、調査当局は知ることができた事実に基づき、日本における再生PET価格を台湾の再生品の生産費の算定にあたり用いることとした。

##### 7-5-10-1-2-2 台湾の労務費、製造用電力及び輸送費に関する調整

(151) 7-5-10-1-1-2において、ヴァージン品の正常価格算定にあたり、2005年

<sup>130</sup> 証拠番号5-1-37「日本と台湾の賃金比較」

日本の賃金には、証拠番号5-1-36における「化学繊維製造業」の2004年の数字を引用した。なお、「化学繊維製造業」における2005年以降の実績は、データの公表元である厚生労働省「毎月勤労統計調査」において公表されていないことから、台湾の賃金についても、証拠番号5-1-35における2004年の「化学繊維製造業」を引用、比較し、以下2005年度の実績とみなして使用することとした。

<sup>131</sup> 証拠番号5-1-12「2005年度産業の中間投入に係る内外価格調査」(経済産業省公表資料)

<sup>132</sup> 2005年度調査における対台湾との内外価格差から、それぞれの割合を算出した。

<sup>133</sup> 証拠番号5-1-2「本邦の生産者に対する質問状回答(様式G-1)によるコスト計算(2005年度:台湾の物価に換算)」

<sup>134</sup> ヴァージン品4品目のそれぞれの正常価格は、レギュラーわた(ヴァージン)176.6円/kg、中空コンジュゲートわた(ヴァージン)175.3円/kg、レギュラーバインダーわた(ヴァージン)179.8円/kg、その他(ヴァージン)183.6円/kgであった。

度の台湾の労務費は日本の36.3%の水準、製造用電力は同42.7%の水準、輸送費は同48.8%の水準であると認定したが、これらは再生品の正常価格の算定にあたっては同様であると考えられたことから、これらを反映させた。

#### 7-5-10-1-2-3 正常価格の算定

- (152) 上記のとおり、労務費等について、日本と台湾の価格差を踏まえ、必要とされる費用について調整した結果、台湾の再生品3品目を加重平均した正常価格は157.6円/kgと認定した<sup>135</sup>。

#### 7-5-10-2 台湾の第三国向け輸出価格と正常価格

- (153) 台湾からの第三国向け価格は136.4円/kgであり<sup>136</sup>、日本向けに仕向地が変更されたとしても価格に変更はないことから、ヴァージン品の正常価格179.0円/kg、再生品の正常価格157.6円/kgのいずれも下回ることが認められた。なお、今回正常価格に加算されていない利潤及び輸出価格から控除されていない輸出関連諸経費等を考慮した場合、正常価格と第三国向けの差はさらに大きくなり、正常価格より常に輸出価格が低くなることから、不当廉売になると判断することが合理的である。なお、この場合の正常価格と輸出価格の差は21.2円～42.6円/kg、ダンピングマージン率は15.5%～31.2%となる。

#### 7-6 不当廉売輸入の継続又は再発のおそれに関する認定

- (154) 以上のとおり、調査の結果、韓国からは依然として不当廉売輸入が継続していることが認められた。なお、現行の不当廉売関税の課税期間が満了した場合に、この状況に変化が生じるであろうということを示す証拠はなかった。
- (155) また、韓国からの不当廉売輸入について、現行の不当廉売関税の課税期間が満了した場合には、
- (ア) 同国の主要輸出先である中国、米国及びEUにおいては、ポリエステル短繊維は不当廉売関税措置の対象となっており、輸出を増加できる見込みは少ないこと
  - (イ) 中国においては、需要の増加を上回るペースで国内生産が増加し、輸入量が一貫して減少傾向を示していることから、輸出を増加できる見込みは少ないこと

<sup>135</sup> 証拠番号5-1-2「本邦の生産者に対する質問状回答(様式G-1)によるコスト計算(2005年度:台湾の物価に換算)」

<sup>136</sup> 前段7-5-6-1において詳細を説明している。

- (ウ) 韓国の生産者の主な仕向け先は海外であり、国内市場が追加的な増産を吸収する見込みは少ないこと
- (エ) 調査対象期間における韓国の同種の貨物全体の第三国向け輸出価格は、加重平均ベースで我が国における本邦の生産者が生産した同種の貨物の国内販売価格の加重平均価格を相当程度下回っており、現行の不当廉売関税の課税期間が満了した場合には、韓国の供給者は我が国への輸出を第三国輸出よりも優先して行おうとする十分なインセンティブを有していることと認められること
- (オ) 余剰生産能力を利用した増産は、変動費のみを賄うことにより、生産者として販売のメリットが発生すること
- (カ) 韓国の供給者は不当廉売関税の課税の有無に関わらず、不当廉売を継続している傾向があること
- (キ) 不当廉売関税課税期間満了後に想定される正常価格と輸出価格の差は、25.7円～【要約：135-140】円/kg、ダンピングマージン率は19.0%～【要約：225-230】%となること

等の理由から、現行の不当廉売関税の課税期間が満了した場合、不当廉売輸入が継続し、かつ不当廉売輸入量も相当程度増加するおそれがあると認められる。

(156) 一方、台湾については、現行の不当廉売関税課税後、調査対象貨物の我が国向けの輸出量は著しく減少しており、不当廉売関税が有効に機能した結果、調査対象貨物の輸出が実質的に停止した状況にある。このような状況の下で、現行の不当廉売関税の課税期間が満了した場合、

- (ア) 台湾の主要輸出先である米国及びEUにおいては、ポリエステル短繊維は不当廉売関税措置の対象となっており、輸出を増加できる見込みは少ないこと
- (イ) 中国においては、需要の増加を上回るペースで国内生産が増加し、輸入量が一貫して減少傾向を示していることから、輸出を増加できる見込みは少ないこと
- (ウ) 台湾の生産者の主な仕向け先は海外であり、台湾の域内市場は需要が減少して、追加的な増産を吸収する見込みは少ないこと
- (エ) 調査対象期間における台湾の同種の貨物の第三国向け輸出価格は、加重平均ベースで我が国における本邦の生産者が生産した同種の貨物の国内販売価格の加重平均価格を相当程度下回っており、現行の不当廉売関税の課税期間が満了した場合には、台湾の供給者は我が国への輸出を第三国輸出よりも優先して行おうとする十分なインセンティブを有していることと認められること
- (オ) 余剰生産能力を利用した増産は、変動費のみを賄うことにより、生産者として販売のメリットが発生すること

- (カ) 欧州委員会の不当廉売関税の課税終了後に、台湾からのポリエステル短繊維の輸出量の増大及び輸出価格の下落が生じ、欧州委員会において再度不当廉売関税措置が執られたという事例があり、我が国の不当廉売関税課税期間満了後においても同様のことが起こるおそれがあると認められること
  - (キ) 不当廉売関税課税期間満了後に想定される正常価格と輸出価格の差は 21.2 円～42.6 円/kg、ダンピングマージン率は 15.5%～31.2%となること
- 等から、現行の不当廉売関税の課税期間が満了した場合には、台湾からの不当廉売輸入が再発するおそれがあるものと認められる。

#### 7-7 延長申請者からの意見書の提出及び調査当局の認定

- (157) 利害関係者に対して最終決定の基礎となる重要な事実を開示し、これに対する反論を求めたところ、延長申請者から本調査における正常価格の計算において具体的な問題は発生していないとしつつも、「正常価格の計算において、政府は生産費のみを積み上げており、利潤を加算していないことから、最終判断においては、本邦の生産者が損失を計上していることをもって、調査対象貨物の正常価格の算定に「通常の利潤」を加算する必要がないと判断したわけではないことを明確にすること」を要請する意見書が提出された。
- (158) 延長申請者の要請は、重要事実の開示において示された調査当局の判断そのものの変更を求めるものではないことから、調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。
- (159) なお、調査当局としては、本邦の生産者が損失を計上していることをもって、調査対象貨物の正常価格の算定に「通常の利潤」を加算する必要がないと判断したわけではない。本調査においては、韓国及び台湾の供給者からは、調査対象貨物の正常価格の算定に必要なデータは提供されなかったことから、調査当局は正常価格を「知ることができた事実」に基づき算定したものである。その際、「通常の利潤」を加算しなくとも、正常価格に比べ輸出価格が低い（不当廉売である）ことが明らかであることから、「知ることができた事実」に基づき通常の利潤を算出し、加算することを行わなかったものである。

#### 8 国内市場及び国内産業の現状

- (160) 不当廉売された調査対象貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業（以下「国内産業」という。）に与える実質的な損害等の事実（以下「損害の事実」という。）

が不当廉売関税の課税期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ（以下「損害の継続又は再発のおそれ」という。）について、本邦の生産者及び輸入者から提出された証拠等に基づき、以下のとおり認められた（損害の事実に関する調査対象期間：平成 13(2001)年 4 月 1 日から平成 18(2006)年 3 月 31 日）。

## 8-1 国内産業

- (161) 政令第 4 条第 1 項において、「(関税定率) 法第 8 条第 1 項に規定する本邦の産業とは、当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における総生産高に占める生産高の割合が相当の割合以上である本邦の生産者をいうものとする。」とされている。ここでいう相当の割合とは、ガイドライン 5. (1)において、「不当廉売関税政令第 4 条第 1 項に規定する「相当の割合」は、50%とする。」と規定されている。
- (162) 調査当局は、把握できた本邦における同種の貨物の本邦の生産者 18 者<sup>137</sup>に対して質問状を送付したところ、12 者から回答があった。回答から 7 者<sup>138</sup>が国内で同種の貨物を生産しており、5 者<sup>139</sup>については国内で同種の貨物を生産していないことが認められた。また、残りの 6 者<sup>140</sup>については質問状に対する回答を得ることができなかつたため、同種の貨物を生産しているか確認できなかった。
- (163) 質問状の回答から、上記の 7 者は、政令第 4 条第 2 項に規定する本邦の生産者の要件である、調査対象貨物の供給者又は輸入者と関係を有していないこと、また調査対象貨物を延長申請日の 6 月前の日以降(平成 18(2006)年 1 月～6 月)に輸入していないことが認められたため、国内産業を構成する本邦の生産者は、帝人ファイバー、東レ、ユニチカファイバー、東洋紡、クラレ、小山化学株式会社（以下「小山化学」という。）及び株式会社高木化学研究所（以下「高木化学研究所」という。）の 7 者と認められた。このため、本邦の生産者の生産高の合計が国内総生産高に占める割合は、本邦の生産者（7 者）の生産高の合計と

<sup>137</sup> 延長申請者（3 者）、当初申請者で今回延長申請者からはずれた者（2 者）、当初調査で質問状を発送した 8 者、公開情報、関係団体等で把握した 5 者の計 18 者である。

<sup>138</sup> 同種の貨物の生産実績がある 7 者

証拠番号 2-1-1 「帝人ファイバー回答書」 I. 一般的説明に対する回答 2-(1)

証拠番号 2-2-1 「東レ回答書」 I. 一般的説明に対する回答 2-(1)

証拠番号 2-3-1 「ユニチカファイバー回答書」 I. 一般的説明に対する回答 2-(1)

証拠番号 2-4-1 「東洋紡回答書」 I. 一般的説明に対する回答 2-(1)

証拠番号 2-5-1 「クラレ回答書」 I. 一般的説明に対する回答 2-(1)

証拠番号 2-6-15 「小山化学株式会社回答書」 I. 一般的説明に対する回答 2-(1)

証拠番号 2-6-16 「株式会社高木化学研究所回答書」 I. 一般的説明に対する回答 2-(1)

<sup>139</sup> 生産実績がないと回答した 5 者

証拠番号 2-8-10 「根来産業株式会社回答書」 I. 一般的説明に対する回答 2-(1)

証拠番号 2-8-11 「株式会社帝松サービス回答書」 I. 一般的説明に対する回答 2-(1)

証拠番号 2-8-12 「株式会社アース・グリーン・マネジメント回答書」 I. 一般的説明に対する回答 2-(1)

証拠番号 2-8-13 「東亜紡績株式会社回答書」 I. 一般的説明に対する回答 2-(1)

証拠番号 2-8-14 「丸竹コーポレーション株式会社回答書」 I. 一般的説明に対する回答 2-(1)

<sup>140</sup> 質問状に回答しなかつた 6 者とは、小島産業株式会社、高安株式会社、山一株式会社、株式会社ナカヨモケミカル、大島産業株式会社及び四国繊維販売株式会社である。

なり、100%を占める。

- (164) なお、念のため本邦の生産者の国内総生産高について質問状に対し回答がなかった者も考慮して下記のとおり別途検討した。上記本邦の生産者（7者）の他に国内で生産している者の存在は確認できなかったが、以下の表26のとおり、質問状に対し回答がなかった6者についても国内生産を行っている者と仮定して、これら6者の生産高を推計<sup>141</sup>し、この推計値を用いて総生産高を算定したところ、質問状に対して回答のあった本邦の生産者7者が生産する同種の貨物の生産高の合計は、これら6者の推計生産高を加算した国内総生産高の63.9%を占め、国内における総生産高に占める生産高の割合が50%以上であることを確認した。

表26 国内産業の状況（平成17（2005）年度） （単位：トン）

生産者名	本邦の総生産高に占める生産高 及び割合	調査対象 貨物の輸 入の有無	申請に対す る支持の状 況
帝人ファイバー	[ ]	無し	申請者
東レ	[ ]	無し	申請者
ユニチカファイバー	[ ]	無し	申請者
小山化学	[ ]	無し	反対の表明 無し <sup>142</sup>
東洋紡	[ ]	無し	支持する
高木化学研究所	[ ]	無し	支持する
クラレ	[ ]	無し	支持する

<sup>141</sup> 小島産業株式会社、高安株式会社、山一株式会社及び株式会社ナカヨモケミカルについては当初調査において本邦の生産者として認められており、かつ今次調査において生産実績がないとの回答が無かったこと、大島産業株式会社及び四国繊維販売株式会社については、各社のWebサイト、帝国データバンク企業情報及び日経会社プロフィールから現在も同種の貨物を生産していると推定される。よって、当初調査で回答書を提出された小島産業株式会社、高安株式会社、山一株式会社、株式会社ナカヨモケミカルの生産量については、当初調査時の回答で得た生産量に、東京商工リサーチ企業情報及び帝国データバンク企業情報から得た売上高の伸び率（直近の売上高/当初調査時の売上高）を乗じて算出した。大島産業株式会社については、帝国データバンク企業情報で得た2005年度の売上高が【秘密扱いのため不開示】を下回っていることから、【秘密扱いのため不開示】の生産高を代用、また四国繊維販売株式会社については、日経会社プロフィールで得た2005年度の売上高（うち同種の貨物と推定される割合）が【秘密扱いのため不開示】を下回っていることから、【秘密扱いのため不開示】の生産高を代用し、本邦の総生産高を算出した。

証拠番号 5-1-38 「国内産業の状況」  
 証拠番号 5-1-39 「大島産業株式会社のWebサイト」 <http://www.fcci.or.jp/eco2001/ecocomp/oosima.htm>  
 証拠番号 5-1-40 「帝国データバンク企業情報 大島産業株式会社」  
 証拠番号 5-1-41 「四国繊維販売株式会社のWebサイト」 <http://www.shikokuseni.co.jp/ssbord/sshbd.htm>  
 証拠番号 5-1-42 「日経会社プロフィール 四国繊維販売株式会社」  
 証拠番号 5-1-43 「当初調査の本邦の生産者に対する質問状回答」 国内総生産量（輸出量を除く）  
 証拠番号 5-1-44 「東京商工リサーチ企業情報 小島産業株式会社」  
 証拠番号 5-1-45 「東京商工リサーチ企業情報 高安株式会社」  
 証拠番号 5-1-46 「帝国データバンク企業情報 山一株式会社」  
 証拠番号 5-1-47 「帝国データバンク企業情報 株式会社ナカヨモケミカル」  
<sup>142</sup> 証拠番号 2-6-15 「小山化学回答書」 I. 一般的説明に対する回答 2-(2)

小計 (7者)	[ ]	63.9%		
質問状の回答がなかった6者 (推計)	[ ]	36.1%		
合計 (13者)	[ ]	100.0%		

(165) なお、当初調査の結果では、ユニチカファイバーは、ユニチカファイバー、日本エステル株式会社、ユニチカ株式会社の3社間において、資本的結合、人的結合があり契約等による長期的、安定的な生産の分業が行われているため、当該3社を1つの企業集団とみなしたが、今次延長調査においても、3社間の関係に変更が生じていないことを確認したため、当該3社を1つの企業集団とみなした。

## 8-2 国内産業の現状

(166) 国内産業の現状については、AD協定第3.4条「ダンピング輸入の関係国内産業に及ぼす影響についての検討は、当該国内産業の状態に関係を有するすべての経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又はダンピングの価格差の大きさを含む。）についての評価を含む。」を参考にし、これらの各々の経済的な要因及び指標について分析を行った。

### 8-2-1 国内販売量

(167) 平成13(2001)年度から平成15(2003)年度にかけて国産品の国内販売量は増加したが、平成16(2004)年度に減少に転じてからはほぼ横ばいで推移し、調査対象期間を通じて1.6%減少した。

表27 国産品販売量の推移

(単位：トン)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2001→2005 年度変化率
国産品販売量	72,023	75,673	77,154	69,194	70,902	▲1.6%

(出所) 本邦の生産者からの回答<sup>143</sup>

<sup>143</sup> クラレについては、回答がなかったことから集計値に含まれていない。

## 8-2-2 利潤

(168) 売上高は平成 13(2001)年度から平成 15(2003)年度にかけて徐々に増加し、平成 16(2004)年度に若干減少するものの平成 17(2005)年度には再び増加し、調査対象期間を通じて 13.2%増加した。

(169) 営業利益及び経常利益は、平成 13(2001)年度から平成 16(2004)年度にかけて徐々に悪化し、平成 16(2004)年度から平成 17(2005)年度にかけて若干改善しているものの、調査対象期間を通じて赤字であった。

表 28 利潤の推移

(単位：百万円)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2001→2005 年度変化率
売上高	11,425	11,932	12,330	11,996	12,936	+13.2%
営業利益	▲603	▲813	▲911	▲1,149	▲832	赤字→赤字
経常利益	▲756	▲959	▲1,014	▲1,225	▲898	赤字→赤字

(出所) 本邦の生産者からの回答<sup>144</sup>

## 8-2-3 生産高(生産量)

(170) 平成 13(2001)年度から平成 15(2003)年度にかけて生産量は増加したが、平成 16(2004)年度以降減少し、調査対象期間を通じて 4.5%減少した。

表 29 生産量の推移

(単位：トン)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2001→2005 年度変化率
生産量	78,209	84,341	84,342	75,938	74,725	▲4.5%

(出所) 本邦の生産者からの回答<sup>145</sup>

(171) さらに、クラレについては平成 14(2002)年度末より一部を除き生産から全面的に撤退<sup>146</sup>し、また東洋紡については、撤退の計画に沿って生産を大幅に縮小<sup>147</sup>させていた。これらは、上記の生産量の推移には反映されていないが、クラレ及び東洋紡の生産量を加味し、平成 13(2001)年度と平成 17(2005)年度を比較した

<sup>144</sup> クラレ及び東洋紡については、回答がなかったことから集計値に含まれていない。

<sup>145</sup> クラレについては、2001年度及び2002年度の回答がなかったため、集計値の比較のベースを統一するため、集計に含めていない。東洋紡については、雇用及び生産性に対する回答がなかったため、これら集計値の比較のベースを統一するため、集計に含めていない。

<sup>146</sup> 証拠番号 2-5-1 「クラレ回答書」 A-3 及び A-22 対外発表資料(ポリエステル短繊維事業の再構築について)

<sup>147</sup> 証拠番号 2-4-1 「東洋紡回答書」 A-22 及び送付書

場合<sup>148</sup>、生産高は平成 13(2001)年度【秘密扱いのため不開示】トンから平成 17(2005)年度【秘密扱いのため不開示】トンとなり、15.3%の減少となる。

#### 8-2-4 市場占拠率

(172) 国産品の国内需要量に占める市場占拠率は、平成 13(2001)年度から平成 14(2002)年度にかけて回復したものの、平成 15(2003)年度に減少し、そして平成 16(2004)年度に回復、さらに平成 17(2005)年度に減少と上下を繰り返したが、調査対象期間を通じて 2.2 ポイント減少した。なお、表 30 については、数値の誤りがあったため、再度集計し、調査対象期間を通じた市場占拠率の変化率を重要事実における▲2.7 ポイントから▲2.2 ポイントに修正したものであるが、引き続き調査対象期間を通じた市場占拠率は減少しており、重要事実の認定を変更する必要はないものと認められた。

表 30 市場占拠率の推移

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2001→2005 年度変化率
国産品の市場占拠率	93.6%	95.5%	92.6%	94.0%	91.4%	▲2.2 ポイント

(出所) 本邦の生産者からの回答及び財務省貿易統計

(注) 市場占拠率については、国内産業の国産品販売量を国内需要量(国内産業の国内販売量、輸入量及び自家消費量の合計)<sup>149</sup>で除して算定した。

#### 8-2-5 生産性

(173) 製造関連労働者一人あたりの生産性については、調査対象期間を通じて、ほぼ一定で推移した。

表 31 生産性の推移

(単位：トン/人)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2001→2005 年度変化率
生産性	236	240	243	235	238	+1.0%

(出所) 本邦の生産者からの回答<sup>150</sup>

#### 8-2-6 投資収益

(174) 平成 13(2001)年度から平成 16(2004)年度にかけて大幅に悪化し、平成 17(2005)

<sup>148</sup> クラレについては、2001年度の回答がなかったため、当初調査における2000年度の回答を使用した。

<sup>149</sup> 証拠番号 5-1-48 「国内需要量について」

<sup>150</sup> クラレ及び東洋紡については、回答がなかったことから集計値に含まれていない。

年度に回復したが、平成 13(2001)年度の水準までには回復していない。また、調査対象期間を通じてマイナスであった。

表 32 投資収益率の推移

(単位：%)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2001→2005 年度変化率
投資収益率						
(営業利益/設備投資額)	▲73.4	▲174.5	▲224.2	▲261.8	▲169.9	負→負
(経常利益/設備投資額)	▲92.0	▲205.9	▲249.3	▲279.2	▲183.2	負→負

(出所) 本邦の生産者からの回答<sup>151</sup>

### 8-2-7 操業度 (稼働率)

(175) 平成 13(2001)年度から平成 15(2003)年度にかけて操業度は上昇したが、平成 16(2004)年度以降下落し、調査対象期間を通じて 1.6 ポイント減少した。

表 33 操業度の推移

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2001→2005 年度変化率
操業度	32.2%	34.5%	34.5%	31.0%	30.5%	▲1.6 ポイント

(出所) 本邦の生産者からの回答<sup>152</sup>

(注) 国内における同種の貨物の生産量を同種の貨物を含むポリエステル短繊維全体の生産能力で除して算出した。

表 34 生産能力の推移

(単位：トン/年)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2001→2005 年度変化率
生産能力	243,259	244,759	244,759	244,759	244,759	+0.6%

(出所) 本邦の生産者からの回答<sup>153</sup>

### 8-2-8 資金流出入 (キャッシュフロー)

(176) 平成 13(2001)年度はプラス (資金流入) の状況にあったが、平成 14(2002)年度以降悪化し、マイナス (資金流出) に陥った。平成 16(2004)年度には若干改善したものの、平成 17(2005)年度においても資金流出の状況にあった。

<sup>151</sup> クラレ及び東洋紡については、回答がなかったことから集計値に含まれていない。

<sup>152</sup> クラレ及び東洋紡については、回答がなかったことから集計値に含まれていない。

<sup>153</sup> クラレ及び東洋紡については、回答がなかったことから集計値に含まれていない。

表 35 資金流入の推移

(単位：百万円)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2001→2005 年度変化率
資金流入	46	▲423	▲915	▲383	▲615	流入→流出

(出所) 本邦の生産者からの回答<sup>154</sup>

## 8-2-9 在庫

(177) 在庫は平成 13(2001)年度から平成 17(2005)年度にかけて漸減し、調査対象期間を通じて 30.4%減少した。

(178) 在庫率(在庫量を生産高で除したもの)は、平成 13(2001)年度の 12.0%から平成 17(2005)年度の 8.8%へと減少しているが、依然として、生産高の 1ヶ月分程度の在庫を有していることが認められた。

表 36 在庫の推移

(単位：トン)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2001→2005 年度変化率
在庫量	9,395	8,479	7,602	6,520	6,543	▲30.4%
在庫率	12.0%	10.1%	9.0%	8.6%	8.8%	▲3.3ポイント

(出所) 本邦の生産者からの回答<sup>155</sup>

## 8-2-10 雇用

(179) 雇用については、調査対象期間における同種の貨物の生産に係る雇用者の平均人数を調査した。

(180) 平成 13(2001)年度から平成 14(2002)年度にかけて増加したが、平成 15(2003)年度以降漸減し、調査対象期間を通じて 5.4%減少した。

表 37 平均雇用人数の推移

(単位：人)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2001→2005 年度変化率
平均雇用人数	331	351	347	323	313	▲5.4%

(出所) 本邦の生産者からの回答<sup>156</sup>

<sup>154</sup> クラレ及び東洋紡については、回答がなかったことから集計値に含まれていない。

<sup>155</sup> クラレ及び東洋紡については、回答がなかったことから集計値に含まれていない。

<sup>156</sup> クラレ及び東洋紡については、回答がなかったことから集計値に含まれていない。

### 8-2-11 賃金

- (181) 賃金については、調査対象期間における同種の貨物の生産に係る雇用者の一人あたり賃金（月額換算）を調査した。
- (182) 平成13(2001)年度から平成16(2004)年度にかけて徐々に減少し、平成17(2005)年度に若干増加したが、調査対象期間を通じて1.7%減少した。

表 38 一人あたり賃金の推移 (単位：万円)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2001→2005 年度変化率
一人あたり賃金	50.2	49.4	48.5	48.2	49.4	▲1.7%

(出所) 本邦の生産者からの回答<sup>157</sup>

(注) 賃金には、法定福利費、退職手当引当金の積立金、ボーナス等を含む。

### 8-2-12 成長

- (183) 本邦の生産者からの回答によれば、現行の不当廉売関税の課税措置が、【要約：成長性に好影響を及ぼした理由】<sup>158</sup>、安定的生産に寄与しさらなる循環投資・研究開発を通じて事業の継続・成長に有効であった<sup>159</sup>、としている。
- (184) しかしながら、本邦の生産者が事業の成長性に好影響を及ぼしたとされる研究開発について調査したところ、本邦の生産者の研究開発費は、平成13(2001)年度から平成17(2005)年度にかけて45.7%減少していた。

表 39 研究開発費の推移 (単位：万円)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2001→2005 年度変化率
研究開発費	208	193	170	119	113	▲45.7%

(出所) 本邦の生産者からの回答<sup>160</sup>

### 8-2-13 資金調達能力

- (185) 本邦の生産者に対する質問状において同種の貨物に関する事業に限定した資金

<sup>157</sup> クラレ及び東洋紡については、回答がなかったことから集計値に含まれていない。

<sup>158</sup> 【秘密扱いのため不開示】

<sup>159</sup> 証拠番号 2-1-1 「帝人ファイバー回答書」 H-4

<sup>160</sup> クラレ及び東洋紡については、回答がなかったことから集計値に含まれていない。

調達能力について回答を求めたが、質問に対し明確に回答した者はなかった。

(186) 【要約：資金調達能力が業績の影響を受けにくい理由】<sup>161</sup>ため、個別の事業の業績の影響は受けにくい状況にあると認められる。

(187) したがって、同種の貨物に限定した資金調達能力を分析することは困難であると認められた。

#### 8-2-14 投資

(188) 投資は平成 13(2001)年度から平成 15(2003)年度にかけて大幅に減少し、平成 16(2004)年度以降に増加に転じたものの、調査対象期間を通じて 40.4%減少した。

(189) 平成 16(2004)年度から平成 17(2005)年度にかけて収益が回復し、設備投資額も若干増加しているものの、平成 13(2001)年度の水準から見れば、依然として低い水準にある。

表 40 設備投資額の推移

(単位：百万円)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2001→2005 年度変化率
設備投資額	822	466	407	439	490	▲40.4%

(出所) 本邦の生産者からの回答<sup>162</sup>

#### 8-2-15 国内価格に影響を及ぼす要因

(190) 国内販売価格については、平成 13(2001)年度から平成 15(2003)年度にかけてほぼ同じ水準であったが、平成 16(2004)年度以降、価格は上昇している。

表 41 国内平均販売価格の推移

(単位：円/kg)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2001→2005 年度変化率
国内平均販売価格	156	152	158	168	181	+16.0%

(出所) 本邦の生産者からの回答<sup>163</sup>

<sup>161</sup> 【秘密扱いのため不開示】

<sup>162</sup> クラレ及び東洋紡については、回答がなかったことから集計値に含まれていない。

<sup>163</sup> 小山化学、高木化学研究所、クラレ及び東洋紡については、回答がなかったことから集計値に含まれていない。

- (191) 本邦の生産者の回答によれば、同種の貨物の国内平均販売価格に占める主な原材料の割合は、レギュラーわた（ヴァージン）で PTA27.8%、EG16.4%、レギュラーわた（リサイクル）で、再生 PET【秘密扱いのため不開示】%、PTA【秘密扱いのため不開示】%、EG【秘密扱いのため不開示】%<sup>164</sup>となり、同種の貨物の国内平均販売価格に占める原材料の割合は、レギュラーわた（ヴァージン）で 44.2%、レギュラーわた（リサイクル）では【秘密扱いのため不開示】%と、いずれも高く、原材料が販売価格の主たる費用となっていることが認められる。
- (192) また、PTA、EG 及び再生 PET の購入価格を調査したところ、以下のとおりいずれも調査対象期間を通じて上昇傾向を示している。

表 42 主な原材料における本邦の生産者の購入価格の推移 (単位：円/kg)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2001→2005 年度変化率
PTA	55.7	61.7	64.3	79.2	88.6	+59.0%
EG	54.2	57.2	70.0	100.5	91.4	+68.4%
再生 PET	69.9	63.4	66.7	75.9	84.0	+20.2%

(出所) 本邦の生産者からの回答<sup>165</sup>

### 8-3 国内産業の現状に関する結論

- (193) 上述のとおり、国内産業が国内で販売する同種の貨物の販売量は、調査期間を通じて 1.6%減少しており、その生産高（生産量）も 4.5%減少している。また、生産設備の稼働率は、生産能力に変化がないものの生産量の減少に伴い 1.6 ポイント減少しており、同種の貨物の市場占拠率も 2.2 ポイント減少している。さらに、利潤は調査期間を通じて営業利益、経常利益ともに継続的に赤字となっており、投資収益及びキャッシュフローも継続的にマイナス（資金流出）となっている。研究開発費は 45.7%、設備投資においては 40.4%と共に大幅減少となっており、雇用者は 5.4%減少し、賃金については 1.7%低下したことが認められた。

- (194) 他方、調査期間を通じて売上高は 13.2%増加している。これは、国内販売量が減少したものの、原油価格の高騰<sup>166</sup>による原材料価格の上昇分<sup>167</sup>を販売価格に

<sup>164</sup> 証拠番号 5-1-2 「本邦の生産者に対する質問状回答（様式 G-1）によるコスト計算（2005 年度：台湾の物価に換算）」

<sup>165</sup> 小山化学については、2001 年度及び 2002 年度の回答がなかったため、集計値の比較のベースを統一するため、集計に含めていない。また、高木化学研究所については、2001 年度の回答がなかったため、集計値の比較のベースを統一するため、集計に含めていない。クラレ及び東洋紡については、回答がなかったことから集計値に含まれていない。

<sup>166</sup> 証拠番号 2-1-1 「帝人ファイバー回答書」 I-3

証拠番号 2-3-1 「ユニチカファイバー回答書」 H-1

証拠番号 2-6-16 「高木化学研究所回答書」 I-3

転嫁することができた<sup>168</sup>結果と認められる。しかしながら、原材料の上昇は国内平均販売価格の上昇を上回るものである。レギュラーわた（ヴァージン）の主な原料であるPTA、EGのコストは平成13（2001）年度から平成17（2005）年度の間33円/kg上昇しているにもかかわらず、同期間のレギュラーわた（ヴァージン）の平均販売価格は29円/kgの上昇にとどまっている。また、レギュラーわた（リサイクル）の主な原料であるPTA、EG及び再生PETのコストは平成13（2001）年度から平成17（2005）年度の間【秘密扱いのため不開示】円/kg上昇しているにもかかわらず、同期間のレギュラーわた（リサイクル）の平均販売価格は11円/kgの上昇にとどまっている<sup>169</sup>。よって、原材料価格の上昇分の一部を販売価格に転嫁できたに過ぎないものと認められる。営業利益は依然として赤字であり、売上高の増加をもって国内産業の状況が改善されたものとは認められない。

- (195) 在庫量については、調査期間を通じて30.4%、在庫率では3.3ポイント減少しているが、平成17(2005)年度の在庫率は依然として生産高の1か月分程度である。
- (196) なお、生産性についても平成13(2001)年度から平成17(2005)年度を通じて1.0%増加しているが、これは、生産量及び平均雇人数がともに減少し、かつ8-2-3に示す生産量の減少(▲4.5%)を上回る割合で8-2-10に示すとおり雇用の減少(▲5.4%)があったためであり、国内産業が縮小したことを示している。
- (197) 資金調達能力については、【要約:資金調達能力が業績の影響を受けにくい理由】<sup>170</sup>ため、個別の事業の業績の影響は受けにくい状況にあることから、同種の貨物に係る事業の資金調達能力を分析することは困難であった。
- (198) 以上のように、在庫量の指標では改善傾向も見られ、原材料費の価格上昇分を国内販売価格に転嫁できているものの、その他の要因において改善したとは認められなかった。また、当初調査において申請者となっていた本邦の生産者の東洋紡及びクラレは調査対象期間中に国内生産を大幅に縮小している<sup>171</sup>。両者の生産量を加味した場合、国内産業の生産高の減少幅は、加味しない場合の減

<sup>167</sup> パラ192及び表42参照

<sup>168</sup> 証拠番号2-1-1「帝人ファイバー回答書」A-15

証拠番号2-2-1「東レ回答書」A-15

証拠番号2-3-1「ユニチカファイバー回答書」A-15

証拠番号2-4-1「東洋紡回答書」A-15

<sup>169</sup> 証拠番号5-1-49「原材料価格上昇によるコストアップと平均販売価格上昇の比較」

<sup>170</sup> 【秘密扱いのため不開示】

<sup>171</sup> 証拠番号2-4-1「東洋紡回答書」A-22及び送付書

証拠番号2-5-1「クラレ回答書」A-3及びA-22 対外発表資料（ポリエステル短繊維事業の再構築について）

少幅（4.5%）を上回る減少幅（15.3%）となる。

(199) 以上の状況から、国内産業は依然として脆弱な状況にあると認められる。

## 9 損害の継続又は再発のおそれ

### 9-1 不当廉売輸入されるおそれのある調査対象貨物の規模と国内産業

(200) 7-5-4 において認定したとおり、主要な輸出先である中国、米国及びEUについて見ると、韓国の供給者は中国、米国及びEUにおいて不当廉売関税措置の対象とされていること、台湾の供給者は米国及びEUにおいて不当廉売関税措置の対象とされていることに加え、中国では年々、国内生産量が増大する一方、輸入量が減少していることから、第三国市場において追加的な輸出を吸収できる市場があるとは認められない。また、7-5-5 において、韓国国内、台湾域内についても追加的な増産を吸収する市場ではないと認められることから、追加的に増産された調査対象貨物は日本に振り向けられるおそれが高いと判断することが合理的である。

(201) 韓国及び台湾の余剰生産能力については、7-5-2 で検討したとおり、韓国 30 千トン以上、台湾 212 千トンとなっており、7-5-3 における分析から、将来の生産能力についても 2005 年の生産能力が維持されるであろうと認められた。両国の余剰生産能力が日本市場に向けられた場合、8-2-1 で認定した国内産業の国内販売量（70,902 トン）に占める割合は、韓国（42.3%以上）、台湾（299.0%）と大きく、国内産業に相当な悪影響を及ぼすであろうと認めることが合理的である。

### 9-2 国内販売価格に対する価格引下げ圧力

#### 9-2-1 韓国産の国内販売価格

(202) 7-4-3 で認定したとおり、韓国の調査対象貨物については、正常価格と輸出価格の間に大きな乖離が見られ、輸出額を回答した 1 者の日本国内における販売価格は、7-5-6-2 と同様に海上運賃等及び関税を加算すると【秘密扱いのため不開示】円/kg<sup>172</sup>、その他の輸出は 66.6 円/kg<sup>173</sup>となり、また、第三国向け貨物が日本に向けられた場合の価格は【要約：145-150】円/kg であることから、いずれも 2005 年度の国産品販売価格 181 円/kg を大幅に下回っている。

<sup>172</sup> 【秘密扱いのため不開示】円/kg に海上運賃等【秘密扱いのため不開示】円/kg を加算し、関税 6.6% を乗じたもの

<sup>173</sup> 62.5 円/kg に関税 6.6% を乗じたもの

また、これらの価格が変動する要因は原材料費以外にみあたらなかった。したがって、かかる価格差は今後も継続するおそれが十分にあると認められる。

### 9-2-2 台湾産の国内販売価格

- (203) 台湾からの不当販売輸入については実質上停止していたことから、台湾産の日本における販売価格を推定することはできなかった。よって、第三国向けの貨物が日本に向けられた場合、136.4円/kgに海上運賃等及び関税を加算すると、【要約：145-150】円/kgとなり、いずれも2005年度の国産品販売価格を下回ることとなる。
- (204) また、7-5-8-2において分析したとおり、台湾の供給者は不当販売関税の課税期間が満了した場合には、その輸出量を増加させ、輸出価格を引き下げなおそれが十分にある。他方、輸出量を減少させ、または輸出価格を維持又は引き上げる可能性は認められなかった。

### 9-2-3 国内産業の国内販売価格及び販売数量における影響

- (205) 9-2-1及び9-2-2から、韓国及び台湾産の調査対象貨物の国内販売価格はいずれも本邦産の同種の貨物の国内販売価格を【要約：30-35】円から【要約：110-115】円も下回り、大幅なプライスアンダーセリングとなる相当なおそれがあると判断することが合理的であると認められた。
- (206) 調査対象貨物の大幅なプライスアンダーセリングは、調査対象貨物と競合する国内の同種の貨物の国内販売価格の引下げ圧力となり、国内産業に対し、悪影響を与えると判断することが合理的であると認められた。
- (207) さらに、韓国産及び台湾産の輸入数量の相当な増大が見込まれる一方で、国内需要は表43に示すとおり、2001年度から2005年度の間0.8%しか上昇しておらず、今後も国内市場が大きく拡大することを示す証拠はみあたらなかった。したがって、韓国産及び台湾産の輸入数量の増大は、国内産業の販売数量の相当程度の減少をもたらすおそれが十分にあると認められた。なお、表43については、数値の誤りがあったため、再度集計し、2001年度から2005年度にかけて国内需要量の変化率を重要事実における+1.5%から+0.8%に修正したものであるが、2001年度から2005年度の間国内需要量は0.8%しか上昇しておらず、重要事実の認定を変更する必要はないものと認められた。

表 43 国内需要量の推移

(単位：トン)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2001→2005 年度変化率
国内需要量	76,972	79,237	83,300	73,573	77,615	+0.8%

(出所) 本邦の生産者からの回答及び財務省貿易統計

### 9-3 損害の継続又は再発のおそれに関する結論

- (208) 上記9-1及び9-2における検討結果のとおり、韓国及び台湾の供給者からの不当廉売輸入が継続又は再発することとなれば、その輸入量及び輸入価格が、2001年度から2005年度にかけて連続して赤字を計上している等、依然として脆弱であると認められる国内産業に与える悪影響は大きいと考えられ、したがって、国内産業に対する実質的な損害が継続し、又は再発するおそれがあると認められる。

### 第3 不当廉売及び損害の継続又は再発のおそれについての結論

#### 10 結論

- (209) 不当廉売関税の課税期間が満了した場合、韓国及び台湾からの不当廉売輸入の継続又は再発のおそれがあると認められる<sup>174</sup>。
- (210) また、国内産業は、不当廉売関税課税後も脆弱な状況にあり、不当廉売関税の課税期間の満了の後、韓国及び台湾からの不当廉売輸入が継続又は再発した場合、調査対象貨物と競合する同種の生産する本邦の生産者及び国内産業に悪影響を与えるおそれが高い。
- (211) 以上のことを総合的に判断すると、不当廉売関税の課税期間満了後に韓国及び台湾からの調査対象貨物の不当廉売輸入の継続及び再発のおそれがあり、また、その輸入により国内産業に与える実質的な損害等の事実が継続し、又は再発するおそれがあると認められる。

### 第4 調査対象貨物の課税期間の延長について

<sup>174</sup> 前段7-6参照。

## 11 課税期間の延長

- (212) 調査の結果、不当廉売関税の課税期間満了後に韓国及び台湾からの調査対象貨物の不当廉売輸入の継続及び再発のおそれがあり、また、その輸入により国内産業に与える実質的な損害等の事実が継続し、又は再発するおそれがあると認められることから、現在調査対象貨物に対して課されている不当廉売関税の課税期間を延長することが適当であると認められる。

(別添) 主要証拠目録

## 主要証拠目録

NO	標 目	証拠番号
1	大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維の一部に対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める申請書	1-1-1
2	大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維の一部に対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める申請書に係る証拠書類	1-1-2
3	帝人ファイバー株式会社 回答書	2-1-1
4	【資料名秘】	2-1-2
5	有価証券報告書(帝人株式会社・帝人ファイバー株式会社)	2-1-3
6	【資料名秘】	2-1-4
7	【資料名秘】	2-1-5
8	東レ株式会社 回答書	2-2-1
9	東レ株式会社 事業報告書及び有価証券報告書	2-2-2
10	ユニテカファイバー株式会社 回答書及び有価証券報告書	2-3-1
11	【資料名秘】	2-3-2
12	【資料名秘】	2-3-3
13	【資料名秘】	2-3-4
14	東洋紡績株式会社 回答書及び有価証券報告書	2-4-1
15	株式会社クラレ 回答書及び有価証券報告書	2-5-1
16	株式会社三養社東京支店 回答書	2-6-1
17	丸紅株式会社 回答書	2-6-2
18	伊藤忠商事株式会社 回答書	2-6-3
19	株式会社テクストラ 回答書	2-6-4
20	中山商事株式会社 回答書	2-6-5
21	株式会社井上商店 回答書	2-6-6
22	豊島株式会社 回答書	2-6-7
23	林物産株式会社 回答書	2-6-8
24	双日株式会社 回答書	2-6-9
25	株式会社テクノス 回答書	2-6-10
26	株式会社東洋紡カンキョーテクノ 回答書	2-6-11
27	株式会社ツジトミ 回答書	2-6-12
28	株式会社エフエム・エンジニアリング 回答書	2-6-13
29	住友商事株式会社 回答書	2-6-14
30	小山化学株式会社 回答書	2-6-15
31	株式会社高木化学研究所 回答書	2-6-16
32	HUVIS CORPORATION 回答書	2-6-17
33	SUNG LIM CO., LTD. 回答書	2-6-18
34	P.S.H ASSOCIATES INC. 回答書	2-6-19
35	SAMHEUNG CO., LTD. 回答書	2-6-20
36	SAEHAN INDUSTRIES INC. 回答書	2-6-21
37	カクイ株式会社 回答書	2-7-1
38	つるまる株式会社 回答書	2-7-2
39	めおと株式会社 回答書	2-7-3
40	株式会社フコク 回答書	2-7-4
41	株式会社加藤綿行 回答書	2-7-5
42	株式会社丸八真綿 回答書	2-7-6
43	株式会社菱友 回答書	2-7-7
44	高木製綿株式会社大泉寺工場 回答書	2-7-8
45	杉本産商株式会社 回答書	2-7-9
46	大綿株式会社 回答書	2-7-10
47	株式会社伊藤商店 回答書	2-7-11
48	サンアッド株式会社 回答書	2-7-12
49	金井重要工業株式会社 回答書	2-7-13
50	呉羽テック株式会社 回答書	2-7-14
51	倉敷繊維加工株式会社 回答書	2-7-15
52	東レ株式会社 回答書	2-7-16
53	株式会社清水フェルト工業 回答書	2-7-17
54	寺田タカロン株式会社 回答書	2-7-18

NO	標 目	証拠番号
55	丸竹コーポレーション株式会社 回答書	2-7-19
56	岐阜県製綿工業株式会社 回答書	2-7-20
57	住友商事株式会社 回答書	2-7-21
58	双日株式会社 回答書	2-7-22
59	有限会社ピンテック 回答書	2-7-23
60	CHUNG SHING TEXTILE CO., LTD. 回答書	2-8-1
61	SHINKONG SYNTHETIC FIBERS CORPORATION 回答書	2-8-2
62	SAN FANG CHEMICAL INDUSTRY CO.,LTD 回答書	2-8-3
63	Chiang Long Chemical Co., Ltd. 回答書	2-8-4
64	ESTAL INDUSTRIAL CO., LTD. 回答書	2-8-5
65	KEON BAEK CO., LTD. 回答書	2-8-6
66	Dongwoo Industry Co., Ltd. 回答書	2-8-7
67	YANGIL CO.,LTD 回答書	2-8-8
68	KUMHO FIBER INDUSTRIES CO., LTD. 回答書	2-8-9
69	根来産業株式会社 回答書	2-8-10
70	株式会社帝松サービス 回答書	2-8-11
71	株式会社アース・グリーン・マネージメント 回答書	2-8-12
72	東亜紡績株式会社 回答書	2-8-13
73	丸竹コーポレーション株式会社 回答書	2-8-14
74	東レインターナショナル株式会社 回答書	2-8-15
75	メルクロス株式会社 回答書	2-8-16
76	小山化学株式会社 回答書	2-8-17
77	東亜紡績株式会社 回答書	2-8-18
78	呉羽テック株式会社 回答書	2-8-19
79	滋賀キルト有限会社 回答書	2-8-20
80	丸紅テクマテックス株式会社 回答書	2-8-21
81	山一株式会社 回答書	2-8-22
82	モリブン株式会社 回答書	2-8-23
83	本田武職布有限会社 回答書	2-8-24
84	株式会社ナカマサ・グローブ 回答書	2-8-25
85	丸竹コーポレーション株式会社 回答書	2-8-26
86	阪南工業株式会社 回答書	2-8-27
87	南進物産商会有限会社 回答書	2-8-28
88	小林繊維株式会社 回答書	2-8-29
89	金井重要工業株式会社 回答書	2-8-30
90	株式会社フコク 回答書	2-8-31
91	江守商事株式会社 回答書	2-8-32
92	株式会社伊藤商店 回答書	2-8-33
93	株式会社安土産業 回答書	2-8-34
94	株式会社杉野商店 回答書	2-8-35
95	有限会社ピンテック 回答書	2-8-36
96	藤工業株式会社 回答書	2-8-37
97	インピスタ ジャパン株式会社 回答書	2-8-38
98	株式会社元展 回答書	2-8-39
99	有限会社ツカサ商会 回答書	2-8-40
100	豊田通商株式会社 回答書	2-8-41
101	アオキ株式会社 回答書	2-8-42
102	アサギ株式会社 回答書	2-8-43
103	エビー株式会社 回答書	2-8-44
104	かねか株式会社 回答書	2-8-45
105	コドモわた株式会社函館支店 回答書	2-8-46
106	コバヤシ綿株式会社 回答書	2-8-47
107	フランスベッド株式会社羽毛工場 回答書	2-8-48
108	ほていわた株式会社 回答書	2-8-49
109	みつる株式会社 回答書	2-8-50
110	やくもわた株式会社 回答書	2-8-51
111	ゆみわた株式会社 回答書	2-8-52
112	横浜製綿工業株式会社 回答書	2-8-53
113	花巻製綿株式会社 回答書	2-8-54
114	株式会社鐵扇屋 回答書	2-8-55

NO	標 目	証拠番号
115	株式会社エビス 回答書	2-8-56
116	株式会社カメックス 回答書	2-8-57
117	株式会社コヤマ 回答書	2-8-58
118	株式会社タケヤ 回答書	2-8-59
119	株式会社ダルマックス 回答書	2-8-60
120	ナカタ工業株式会社 回答書	2-8-61
121	株式会社のじぎく 回答書	2-8-62
122	株式会社ふとんの中野 回答書	2-8-63
123	株式会社ヨシダ 回答書	2-8-64
124	株式会社稲子商店 回答書	2-8-65
125	株式会社奥田商店 回答書	2-8-66
126	株式会社金子綿店 回答書	2-8-67
127	株式会社光洋キルティング 回答書	2-8-68
128	株式会社国島綿行 回答書	2-8-69
129	株式会社根本 回答書	2-8-70
130	株式会社森製綿所 回答書	2-8-71
131	株式会社須藤 回答書	2-8-72
132	株式会社大和岬 回答書	2-8-73
133	株式会社池田綿業 回答書	2-8-74
134	株式会社東北寝装開発センター 回答書	2-8-75
135	株式会社尾崎綿行 回答書	2-8-76
136	株式会社報徳 回答書	2-8-77
137	株式会社綿覚商店 回答書	2-8-78
138	関東綿業株式会社 回答書	2-8-79
139	丸三綿業株式会社 回答書	2-8-80
140	興国綿株式会社 回答書	2-8-81
141	高砂わた合名会社 回答書	2-8-82
142	合資会社成田商店 回答書	2-8-83
143	合資会社石川忠兵衛商店 回答書	2-8-84
144	合名会社丸源 回答書	2-8-85
145	三原商店 回答書	2-8-86
146	山福製綿株式会社 回答書	2-8-87
147	山陽綿業株式会社 回答書	2-8-88
148	実業製綿株式会社 回答書	2-8-89
149	小寺産業株式会社 回答書	2-8-90
150	松村綿業株式会社 回答書	2-8-91
151	織田寝具株式会社 回答書	2-8-92
152	新川桂株式会社 回答書	2-8-93
153	菅公製綿株式会社 回答書	2-8-94
154	西部製綿株式会社 回答書	2-8-95
155	浅尾繊維工業株式会社 回答書	2-8-96
156	大恵ウール株式会社 回答書	2-8-97
157	筑前屋株式会社 回答書	2-8-98
158	渡辺綿店 回答書	2-8-99
159	タキヒョー株式会社(東海寝装株式会社) 回答書	2-8-100
160	東京特殊紡績株式会社 回答書	2-8-101
161	白崎繊維工業株式会社 回答書	2-8-102
162	白星寝具株式会社 回答書	2-8-103
163	平岡綿工株式会社 回答書	2-8-104
164	綿星産業株式会社 回答書	2-8-105
165	木村綿業株式会社 回答書	2-8-106
166	株式会社橋本綿工 回答書	2-8-107
167	有限会社向田綿業 回答書	2-8-108
168	有限会社西澤綿業所 回答書	2-8-109
169	有限会社仲手川製綿所 回答書	2-8-110
170	キムラ寝装株式会社 回答書	2-8-111
171	大坪商事 回答書	2-8-112
172	有限会社田村綿業 回答書	2-8-113
173	サンケミカル株式会社 回答書	2-8-114
174	シンワ株式会社 回答書	2-8-115

NO	標 目	証拠番号
175	ダイニツク株式会社 回答書	2-8-116
176	ハニロン株式会社 回答書	2-8-117
177	フクロン株式会社 回答書	2-8-118
178	ユニ・チャーム株式会社 回答書	2-8-119
179	レンゴー・ノンウーブン・プロダクツ株式会社 回答書	2-8-120
180	ワタナベ工業株式会社 回答書	2-8-121
181	旭化成せんい株式会社 回答書	2-8-122
182	株式会社オーツカ 回答書	2-8-123
183	株式会社トーヨ 回答書	2-8-124
184	金星製紙株式会社 回答書	2-8-125
185	三井化学株式会社 回答書	2-8-126
186	三幸毛糸紡績株式会社 回答書	2-8-127
187	賛羊株式会社 回答書	2-8-128
188	株式会社聖天シユウ 回答書	2-8-129
189	西川ローズ株式会社 回答書	2-8-130
190	ダイワボウポリテック株式会社 回答書	2-8-131
191	東亜紡織株式会社 回答書	2-8-132
192	東海不織布株式会社 回答書	2-8-133
193	日清紡績株式会社 回答書	2-8-134
194	日本バイリーン株式会社 回答書	2-8-135
195	日本フェルト株式会社 回答書	2-8-136
196	日本不織布株式会社 回答書	2-8-137
197	アンピック株式会社 回答書	2-8-138
198	丸新フェルト紡織株式会社 回答書	2-8-139
199	大場フェルト工業株式会社 回答書	2-8-140
200	大村株式会社 回答書	2-8-141
201	日本毛織株式会社 回答書	2-8-142
202	平和フェルト株式会社 回答書	2-8-143
203	株式会社小松フェルト製作所 回答書	2-8-144
204	株式会社堀部製絨所 回答書	2-8-145
205	さくら産業株式会社 回答書	2-8-146
206	日本特殊塗料株式会社 回答書	2-8-147
207	住江織物株式会社 回答書	2-8-148
208	株式会社タチエス 回答書	2-8-149
209	天龍工業株式会社 回答書	2-8-150
210	東洋ゴム工業株式会社 回答書	2-8-151
211	レカロ株式会社 回答書	2-8-152
212	一ツ橋有限会社 回答書	2-8-153
213	株式会社アート 回答書	2-8-154
214	株式会社コーセイ 回答書	2-8-155
215	装飾株式会社 回答書	2-8-156
216	三陽羽毛株式会社 回答書	2-8-157
217	株式会社暮らしの生活館 回答書	2-8-158
218	マルワ株式会社 回答書	2-8-159
219	スリーサイエンス株式会社 回答書	2-8-160
220	株式会社ウエノ 回答書	2-8-161
221	サニー株式会社 回答書	2-8-162
222	株式会社春田勲志商店 回答書	2-8-163
223	報徳商事株式会社 回答書	2-8-164
224	有限会社幸和 回答書	2-8-165
225	リビナ株式会社 回答書	2-8-166
226	アールストロームジャパン株式会社 回答書	2-8-167
227	旭化成商事サービス株式会社 回答書	2-8-168
228	伊藤忠商事株式会社 回答書	2-8-169
229	宇部日東化成株式会社 回答書	2-8-170
230	株式会社エヌ・ティ・シー 回答書	2-8-171
231	王子キノクロス株式会社 回答書	2-8-172
232	小津産業株式会社 回答書	2-8-173
233	オーミケンシ株式会社 回答書	2-8-174
234	小山化学株式会社 回答書	2-8-175

NO	標 目	証拠番号
235	株式会社化繊ノズル製作所 回答書	2-8-176
236	株式会社カナエ 回答書	2-8-177
237	江洲産業株式会社 回答書	2-8-178
238	サンエムパッケージ株式会社 回答書	2-8-179
239	ジェイソフト株式会社 回答書	2-8-180
240	株式会社瑞光 回答書	2-8-181
241	スミスメディカル・ジャパン株式会社 回答書	2-8-182
242	第一衛材株式会社 回答書	2-8-183
243	大衛株式会社 回答書	2-8-184
244	ダイワボウレーヨン株式会社 回答書	2-8-185
245	タピルス株式会社 回答書	2-8-186
246	テツソ株式会社 回答書	2-8-187
247	椿本興業株式会社 回答書	2-8-188
248	トーア紡マテリアル株式会社 回答書	2-8-189
249	日華化学株式会社 回答書	2-8-190
250	ニッポン高度紙工業株式会社 回答書	2-8-191
251	日本イージェイケイ株式会社 回答書	2-8-192
252	バイリーンクリエイト株式会社 回答書	2-8-193
253	株式会社ホギメディカル 回答書	2-8-194
254	丸紅インテックス株式会社 回答書	2-8-195
255	三木特種製紙株式会社 回答書	2-8-196
256	明星産商株式会社 回答書	2-8-197
257	株式会社メディテックジャパン 回答書	2-8-198
258	株式会社ララ 回答書	2-8-199
259	株式会社リブドウコーポレーション 回答書	2-8-200
260	リンテック株式会社 回答書	2-8-201
261	アサヒ繊維工業株式会社 回答書	2-8-202
262	安積濾紙株式会社 回答書	2-8-203
263	アルケマ株式会社 回答書	2-8-204
264	阿波製紙株式会社 回答書	2-8-205
265	株式会社イーテック 回答書	2-8-206
266	伊藤忠テクスマック株式会社 回答書	2-8-207
267	上野山機工株式会社 回答書	2-8-208
268	エヌエスシー・ジャパン株式会社 回答書	2-8-209
269	株式会社エヌビーシー 回答書	2-8-210
270	NI帝人商事株式会社 回答書	2-8-211
271	エムスケミー・ジャパン株式会社 回答書	2-8-212
272	大鳥機工株式会社 回答書	2-8-213
273	株式会社オサキ 回答書	2-8-214
274	株式会社小原鉄工所 回答書	2-8-215
275	オプティマジャパン株式会社 回答書	2-8-216
276	株式会社兼松KGK 回答書	2-8-217
277	川之江造機株式会社 回答書	2-8-218
278	株式会社川星 回答書	2-8-219
279	川本産業株式会社 回答書	2-8-220
280	キュムラス株式会社 回答書	2-8-221
281	有限会社桑原商事 回答書	2-8-222
282	株式会社ケーユーテック 回答書	2-8-223
283	株式会社澤田棉行 回答書	2-8-224
284	ジャパングループ株式会社 回答書	2-8-225
285	新興産業株式会社 回答書	2-8-226
286	スリーエムヘルスケア株式会社 回答書	2-8-227
287	ダイセル・デグサ株式会社 回答書	2-8-228
288	大日本インキ化学工業株式会社 回答書	2-8-229
289	玉川衛材株式会社 回答書	2-8-230
290	チカミルテック株式会社 回答書	2-8-231
291	株式会社中央倉庫 回答書	2-8-232
292	帝人テクノプロダクツ株式会社 回答書	2-8-233
293	株式会社ティ・ワイ・テックス 回答書	2-8-234
294	東洋興業株式会社 回答書	2-8-235

NO	標 目	証拠番号
295	東洋紡ミシン系株式会社 回答書	2-8-236
296	東レ・ファインケミカル株式会社 回答書	2-8-237
297	トクデン株式会社 回答書	2-8-238
298	中尾フィルター工業株式会社 回答書	2-8-239
299	浪華絹綿株式会社 回答書	2-8-240
300	ニッコーテクノ株式会社 回答書	2-8-241
301	日祥株式会社 回答書	2-8-242
302	日精株式会社 回答書	2-8-243
303	日本ノンテックス株式会社 回答書	2-8-244
304	日本フィルコン株式会社 回答書	2-8-245
305	日本メディカルプロダクツ株式会社 回答書	2-8-246
306	日本ルトラビル株式会社 回答書	2-8-247
307	ノードソン株式会社 回答書	2-8-248
308	ハクゾウメディカル株式会社 回答書	2-8-249
309	パシフィック技研株式会社 回答書	2-8-250
310	服部猛株式会社 回答書	2-8-251
311	ハピックス株式会社 回答書	2-8-252
312	日置株式会社 回答書	2-8-253
313	ヒクマ株式会社 回答書	2-8-254
314	フタムラ化学株式会社 回答書	2-8-255
315	丸三産業株式会社 回答書	2-8-256
316	三澤繊維株式会社 回答書	2-8-257
317	三菱製紙株式会社 回答書	2-8-258
318	三菱レイヨン株式会社 回答書	2-8-259
319	三菱レイヨン・エンジニアリング株式会社 回答書	2-8-260
320	明和グラビア株式会社 回答書	2-8-261
321	ユニセル株式会社 回答書	2-8-262
322	ユニチカファイバー株式会社 回答書	2-8-263
323	株式会社ユニックス 回答書	2-8-264
324	株式会社ヨコム 回答書	2-8-265
325	米島フェルト産業株式会社 回答書	2-8-266
326	(社)日本繊維機械学会 回答書	2-8-267
327	株式会社鈴鋼製作所 回答書	2-8-268
328	成和フェルト株式会社 回答書	2-8-269
329	Lo Bridge Ent. Co., LTD. からの連絡	3-1-1
330	CHIANG-LONG CHEMICAL CO., LTD.からの連絡	3-1-2
331	KEON BAEK CO., LTDからの連絡	3-1-3
332	SUNG LIM CO., LTD.からの連絡	3-1-4
333	株式会社 Saehan、株式会社 三興、愛壽達産業社 提出資料 「韓国産Polyester短繊維(PSF)に係る不当廉売関税の課税期間延長調査対応に関する韓 国業界の立場」	3-1-5
334	韓国化繊協会宛送付文書 「利害関係者の認定にかかる資料の送付について」	3-1-6
335	質問状の回答期限の延長申請関係(KUMHO FIBER INDUSTRIES CO.,LTD)	3-1-7
336	質問状の回答期限の延長申請関係(東レ株式会社)	3-1-8
337	質問状の回答期限の延長申請関係(ユニチカファイバー株式会社)	3-1-9
338	質問状の回答期限の延長申請関係(帝人ファイバー株式会社)	3-1-10
339	質問状の回答期限の延長申請関係(双日株式会社)	3-1-11
340	質問状への回答がなかった利害関係者等に対する督促関係(11月27日発出分)	3-1-12
341	質問状への回答が不十分であった利害関係者等に対する更なる情報提供依頼関係(11月 30日発出分)	3-1-13
342	質問状への回答が不十分であった利害関係者に対する更なる情報提供依頼関係(12月5 日発出分)(秘密の要請の要否確認文書のみを含む。)	3-1-14
343	回答の督促及び更なる情報提供依頼書関係(3-1-12~3-1-13以外に送付したもの)	3-1-15
344	韓国化繊協会(SAMHEUNG CO.,LTD.の代理)宛送付文書等 「大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維に係る不当廉売関税の課税期間の延長に係る 調査のための質問状への回答について」(韓国化繊協会からの照会に係る応接録を含 む。)	3-1-16
345	申請者から西村ときわ法律事務所への委任状	3-1-17
346	駐日本国大韓民国大使館及び財団法人交流協会に対する延長申請書受理の通知	3-1-18
347	調査開始の直接の利害関係人への通知(9月1日発出)関係	3-1-19

NO	標 目	証拠番号
348	駐日本国大韓民国大使館及び財団法人交流協会への申請書等の送付について	3-1-20
349	利害関係者等への質問状(10月13日発出)関係	3-1-21
350	EAST YOUNG CO.,LTD.への質問状の送付について	3-1-22
351	駐日本国大韓民国大使館及び財団法人交流協会への質問状の送付について	3-1-23
352	韓国化繊協会の来訪にかかる資料(提出資料及び応接録含む。)	3-1-24
353	SAMHEUNG CO.,LTD.からの連絡	3-1-25
354	現地調査への同意確認レター(2月16日発出)関係	3-1-26
355	現地調査通知文及びアウトライン(3月1日発出)関係	3-1-27
356	調査における最終決定前の重要事実(5月16日発出)関係	3-1-28
357	駐日本国大韓民国大使館及び財団法人交流協会への重要事実の送付について	3-1-29
358	Pan-Pacific.Co.,Ltd.からの連絡	3-1-30
359	ユニチカファイバー株式会社現地調査報告書	4-1-1
360	東レ株式会社現地調査報告書	4-2-1
361	帝人ファイバー株式会社現地調査報告書	4-3-1
362	株式会社高木化学研究所現地調査報告書	4-4-1
363	小山化学株式会社現地調査報告書	4-5-1
364	韓国及び台湾からのポリエステル短繊維の輸入実績推移(2001~2005年度)(財務省貿易統計)	5-1-1
365	本邦の生産者に対する質問状回答(様式G-1)によるコスト計算(2005年度:台湾の物価に換算)	5-1-2
366	台湾におけるポリエステル短繊維の第三国向け輸出実績(2001年及び2005年)(台湾貿易統計)	5-1-3
367	台湾からのポリエステル短繊維の港別輸入実績(2004年度及び2005年度)(財務省貿易統計)	5-1-4
368	本邦の生産者に対する質問状回答(様式G-1)によるコスト計算(2005年度:韓国の物価に換算)	5-1-5
369	ヒュビス社損益計算書(2001年、2002年、2003年)(同社のWebサイト) <a href="http://www.huvis.com/ir/is2002.asp">http://www.huvis.com/ir/is2002.asp</a> <a href="http://www.huvis.com/ir/is.asp">http://www.huvis.com/ir/is.asp</a>	5-1-6
370	韓国におけるテレフタル酸及びエチレングリコールの国別輸入実績(2005年)(韓国貿易統計)	5-1-7
371	為替レート(米ドル、韓国ウォン)	5-1-8
372	韓国の月平均給与額・勤労日数(Korea National Statistical Office「Monthly Statistics of Korea」(2006年12月))	5-1-9
373	日本の月間現金給与総額・月間出勤日数(厚生労働省「毎月勤労統計調査」(2005年))	5-1-10
374	日本と韓国の賃金比較	5-1-11
375	2005年度 産業の中間投入に係る内外価格調査(経済産業省公表資料)	5-1-12
376	P.S.H ASSOCIATES INC. の日本市場向け輸出実績	5-1-13
377	韓国AD対象外供給者からのポリエステル短繊維(同種の貨物)の輸入実績(2005年度)	5-1-14
378	質問状に回答のあった韓国AD対象外供給者における日本向け販売数量と海上運賃(2005年度)	5-1-15
379	韓国化繊協会「2007化繊便覧」	5-1-16
380	台湾區人造纖維製造工業同業公會「化繊手冊2006」	5-1-17
381	世界主要国のポリエステルステーブル輸出入量(日本化学繊維協会「繊維ハンドブック2007」)	5-1-18
382	世界の国別合成繊維品種別生産量(日本化学繊維協会「繊維ハンドブック2006及び2007」)	5-1-19
383	主要国におけるポリエステル短繊維需要量の推移(2001~2005年)	5-1-20
384	中華人民共和國対外貿易経済合作部公告2003年第4号	5-1-21
385	SEMI-ANNUAL REPORT UNDER ARTICLE 16.4 UNITED STATES (22 February 2006)(WTO Doc. G/ADP/N/139/USA)	5-1-22
386	COUNCIL REGULATION (EC) No 428/2005 of 10 March 2005	5-1-23
387	COMMISSION REGULATION (EC) No 2005/2006 of 22 December 2006	5-1-24
388	韓国におけるポリエステル短繊維国別輸出実績(2001~2005年)(韓国貿易統計)	5-1-25
389	台湾におけるポリエステル短繊維国別輸出実績(2001~2005年)(台湾貿易統計)	5-1-26
390	韓国AD対象外供給者における市場別総販売量実績(2005年度)	5-1-27
391	日本における調査対象貨物及びポリエステル短繊維全体の輸入実績(2005年)(財務省貿易統計)	5-1-28
392	韓国及び台湾におけるポリエステル短繊維の第三国向け輸出実績(2005年)(韓国貿易統計、台湾貿易統計)	5-1-29
393	本邦の生産者に対する質問状回答(様式G-1)によるコスト計算(2001年度:台湾の物価に換算)	5-1-30
394	原材料費と台湾のポリエステル短繊維のEU向け輸出価格の関係	5-1-31

NO	標 目	証拠番号
395	台湾におけるEU向けポリエステル短繊維輸出実績(台湾貿易統計)	5-1-32
396	台湾におけるテレフタル酸及びエチレングリコールの国別輸入実績(2005年)(台湾貿易統計)	5-1-33
397	テレフタル酸の東アジア地区価格(日経産業消費研究所「クォーター日経商品情報」)	5-1-34
398	台湾の月間賃金推移(日本化学繊維協会「繊維ハンドブック2007」)	5-1-35
399	日本の繊維産業の賃金・労働時間(日本化学繊維協会「繊維ハンドブック2007」)	5-1-36
400	日本と台湾の賃金比較	5-1-37
401	国内産業の状況	5-1-38
402	大島産業株式会社のWebサイト <a href="http://www.fcci.or.jp/eco2001/ecocomp/oosima.htm">http://www.fcci.or.jp/eco2001/ecocomp/oosima.htm</a>	5-1-39
403	帝国データバンク企業情報 大島産業株式会社	5-1-40
404	四国繊維販売株式会社のWebサイト <a href="http://www.shikokuseni.co.jp/ssbord/sshbd.htm">http://www.shikokuseni.co.jp/ssbord/sshbd.htm</a>	5-1-41
405	日経会社プロフィール 四国繊維販売株式会社	5-1-42
406	当初調査の本邦の生産者に対する質問状回答 国内総生産量(輸出量を除く)	5-1-43
407	東京商工リサーチ企業情報 小島産業株式会社	5-1-44
408	東京商工リサーチ企業情報 高安株式会社	5-1-45
409	帝国データバンク企業情報 山一株式会社	5-1-46
410	帝国データバンク企業情報 株式会社ナカヨモケミカル	5-1-47
411	国内需要量について	5-1-48
412	原材料価格上昇によるコストアップと平均販売価格上昇の比較	5-1-49
413	重要事実関係(送付文書等含む。)	6-1-1
414	重要事実に対する意見書	7-1-1